社会福祉法人ユーカリ福祉会

2019 年度

八国山保育園事業計画書 ~~（案）~~

社会福祉法人ユーカリ福祉会

八国山保育園

【本園】〒189-0022　東村山市立野口町１－５－６
【分園】〒189-0022　東村山市野口町 1-6-10　１階
TEL042（391）0128　FAX042（391）0412
E-mail:yuukari.hachikokuyama@nifty.com

法人の基本理念

社会福祉法人ユーカリ福祉会が運営する保育園は、児童憲章の精神を基本理念とし、子どもの人権と個性を尊重し、自然を愛し、科学と芸術を尊び、道徳的心情が培われる保育を推進していく。子どもたちを、個性と能力に応じて教育し、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導き、また、虐待や酷使、放任、その他不当な扱いから守り、愛とまことによって人類の平和と文化に貢献する子どもたちを育て導くために、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福のために、すべての叡智を結集し、保育として具現化することを法人の使命とする。

ユーカリ福祉会は、創設以来、保護者や行政と力を合わせながら地域の子育ての良きパートナーとして、保育園の様々な機能を最大限に生かし多様なニーズに応えてきた。今後も“子どもの最善の利益”のために、児童の福祉を積極的に推進し、合わせて地域における家族支援も行っていく。

児童の福祉を積極的に推進するために、職員は豊かな愛情を持って保育にあたり、児童の処遇向上のために知恵と力を出し合い、また知識や技術の向上に努め、地域の子育て支援のため、常に社会性と良識を研鑽するものである。

園の基本理念・方針

１．はじめに（社会的責任・２０１９年度事業を進めるにあたって）

2019 年 10 月から予定されている幼児教育・保育の無償化は、保護者の負担軽減が図られる一方で、潜在的な保育ニーズが拡大されることも予想されている現状。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、「量的拡充」「質の向上」を両輪として取り組みを進めることが必要とされている。給食費の徴収等では事務負担が更に増える見込みでもある為、今後の動向は注視していきたい。また、「子どもの貧困、虐待問題」等さまざまな社会情勢にも引き続き目を向け、保護者、地域との連携と協働を大切にしながら、共に子どもの育ちを援助していく関係を土台に、子どもの最善の利益を考え取り組んでいく。そのために昨年度から確認・見直しをしている、乳幼児期の発達の連続性に考慮した保育を深め、保育士の専門性が発揮できるよう、保育者は、それぞれ専門的な知識と技術を磨き、保育理念、目標に向かい、さらなるスキルアップを図る。

新しく迎え入れた犬の飼育に触れながら、命の大切さにつながる活動を計画的に見直し、展開していく。また、子どもが主体的に自分で遊びを選ぶことが出来るような環境整備についても検討を続け、環境を整えていく。園庭については、ツリーハウス（のぼり遊具）の設置で、子ども自らの心身共に意欲的な活動を援助していく。

多様な保育の充実面では、特別な配慮を必要とする子への学びを今年度は、深めていかれるように支援を試行錯誤していく。

法人内異動で、更に職員の動きが出た。そのことにより、職員集団の連携の再構築が必要になってくる。働きやすい職場環境をさらに考え、働き方を見直し工夫していく。計画有給等の取得に向けても協力し合い進めていく。

今年度も、子どもも大人も笑顔で過ごせる生活基盤が保てるよう、安心かつ安全な保育を職員一同で心がけていきたい。

２．感受性のある保育

子どもを適切に保育するには、子どもにどのような大人になってもらいたいか明確なイメージをもっていなくてはならない。園目標の「豊かなこころと丈夫なからだ」は、“体がどれだけ育つか”“社会性がどれだけ育つか”“自分を大切にする”“人に興味を持つ”“自然に興味をもつ”など、子どもにどのような大人になってもらいたいかを示したものである。「人とかかわる力」を、園において、穏やかな安定した環境の中で、子どもたちに身につけていきたい。子どもは特別な世界ではなく、日常の生活を生きている。その中で子どもは育つということ、私たちは子どもにとってのモデルであることを深く自覚し、子どもの主体的な活動を促す環境、子どもの自発的な活動としての遊びを保障する環境、子ども一人ひとりに応じた環境を整えながら、子どもの人とかかわる力を育てていく。それには、私たちは子どものサインを見落とさない感受性を磨くことが不可欠であることを深く自覚していかなくてはならない。

３．子どもの主体的活動（人権尊重・異年齢混合保育の推進）

“自分の目でみて、自分の耳できいて、自分の頭で考えて、いきいきと行動できる子ども”とは、自ら環境に働きかけることができる子どもであり、主体的な活動ができる子どもである。そうした子どもであってもらうために、私たちは、保育士集団や異年齢、家庭や地域も含めた人的環境、遊具や玩具、生活道具などの物的環境、保育室や廊下、テラス、園庭などの空間を整えていかなくてはならない。また、子どもの主体的活動には情緒の安定が不可欠である。乳幼児期は、自然などの環境に関わって遊び、身体感覚を働かせ、興味や関心を育み、思考力や認識力の基礎を培い、将来の生活や学びの基礎を培う時期であり、より穏やかで丁寧な保育が必要となる。子どもを取り巻く環境や保護者の環境も変化が激しい中、私たちは、適切な「養護」を心がけ、「教育」にとっても大切な心情、意欲、態度が育まれるように努めていく。

子どもを取り巻く環境は、社会の急激な変容で大きな変化を見せている。少子化からくる異年齢児の関わりの少なさや地域社会の中で縦の関係で遊ぶことが見られなくなってもいる。そこでは、競うことも、葛藤や我慢といったことも減り、仲間との交流や人間同士の間でもまれることも少なく、人と関わる力の育ちが危ぶまれている。「人と関わる力」は、異年齢の関わりの中で、自分より幼いものをいたわることや年長児のようになりたいとあこがれることから、いたわりやあこがれの心が育っていく。異年齢混合保育を通して、より豊かな人間関係を深めていけるように配慮していく。

４．子ども相互の関係性の構築

子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基に、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通じて、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。一人ひとりの特性や発達、その子のおかれている状態や家庭や地域について十分に把握し、子ども相互の関係づくりや集団活動を効果的に援助していく。

５．園と地域との関係性

子どもが家庭や地域の中で置かれている環境を考慮し、その生活の連続性を踏まえた上で、園が地域の人たちと積極的に関わり合い、地域の人材も活用し、在園児が様々な地域の人たちとふれあう機会を作り出していく。そのために家庭及び地域社会と連携し、家庭や地域の機関及び団体の協力を得ながら、地域の自然、人材、行事等の資源を積極的に活用していく。また、家庭で育児をしている人たちに対して、家庭での育児の閉塞感や孤独感をとりのぞく役割も果たしていくとともに、子どもたちを広い視野のもとで保育するために必要な情報の提供の場として、地域の方々が集ってくる環境を整備していく。

６．保護者との良好な関係の構築（説明責任）

家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくために、日々の保育の意図を保護者に説明する努力し、保護者の保育の方針や意図に対する理解を深める。保育理念・保育サービスの内容・保育方法等については、どのような意図で日々の保育や環境づくりを行っているか、入園前の見学時、入園時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ保護者が理解しやすい情報や形で伝えていく。保育園は家庭との連携を基本としていることを明瞭にし、入園時もそのことを保護者へ伝え、これまで以上に保護者を保育に巻き込み、そのことが保育の質を高めることへの近道であることを職員全員がきちんと認識する。子どもに関する情報の交換を細やかに行い、保護者と子どもへの愛情や成長を喜び合い、保護者の置かれている状況やその思いを受け止め理解を示し、保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供し、保護者の疑問や要望には対話をもって誠実に対応をし、保護者との信頼関係が深まることで、より良い保育の実施に努める。

（保護者支援の基本とする事項）

- 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する
- 保護者とともに、子どもの成長を喜びあう
- 保育に関する知識や技術等の専門性や、子どもの集団が常に存在する等の保育環境等、園の特性を生かす
- 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するように、適切に援助する
- 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重する
- 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事項の秘密保持に留意する
- 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図る

（在園児の保護者への支援）

- 送迎の際の対話や連絡帳への記載など日常的な情報交換とともに、年３回の懇談会や個別相談を行う。
- 保護者との情報交換の内容は、保育記録や児童票に記録する。
- 保護者会役員会に参加したり、「夏まつり」「冬まつり」を父母と共催したり、父母会行事に協力をする。
- 保育参加など、保護者との共通理解を得るための機会を設ける。
- 障害や発達上の課題については、市や関係機関と連携及び協力を図り、保護者への個別支援を行う
- 育児不安等には、保護者の希望に応じて個別支援を行うように務める
- 不適切な養育等が疑われる場合は、市や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討する等、適切な対応を図る。虐待が疑われる場合は、速やかに市や児童相談所に通告し、適切な対応を図る

７．個人情報の保護

社会福祉施設としての社会的責任を果たすため、情報が様々な脅威に晒されていることを認識し、個人情報等を適切に保護し管理する。万一の情報漏えいや災害等による情報システム停止の場合、園の業務遂行に及ぶ重大な影響はもとより、信用失墜による多大な損失や地域の方々への不利益を及ぼす事態を回避するために、子どもの人権と最善の利益及びその家庭に関わる情報の安全対策に関して、個人情報保護方針及び保護マニュアルに基づいて対応する。

８．苦情処理

保護者の苦情などに対し、園長を苦情解決責任者、主任を苦情解決担当者とし、苦情受付から解決までの手続きを迅速に行う。中立公正な第三者の関与を組み入れるための第三者委員は法人監査役、役員とする。苦情を通し、自らの保育や保護者への対応を謙虚に振り返り、誠実に対応をしていく。そのことで、保護者との相互理解に努め、信頼関係を深めていく。苦情に関する検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議で共通理解を図り、実践に役立てる。園の考えや保育の意図などについて十分に説明し、改善や努力の意思表明も行っていく。

全体的な計画

園の保育理念

1．園は、子どもにとって第２の家庭である。よって生活している時間の大半を、楽しく穏やかに過ごせる場所としていく。
2．人に対する安心感、信頼感が育まれるように、一人ひとりを大切に丁寧に関わっていく。
3．自然に近い存在である子どもとの感性に触れることで、保育者も成長していく。自己を研鑽することで、常に子どもの良きモデルになる。
4．園が、子どもにも、保護者にも、職員にも”生きる勇気“を感じさせられる場であるように、環境づくりに努める。
5．家庭及び園の文化を相互に認め合い、子どもの豊かな成長のために、園と家庭が連携をしていく
6．安定した人間関係の中で、子どもたちが相互に良く影響し、自分自身を伸ばしていくことを援助する。

園の保育目標

「保育目標　豊かなこころと、丈夫なからだ」

子どもたちのしあわせのための約束

○　やさしい心を育み、勇気をもって、やさしさを実践できる子どもに育てる。
○　自主性・主体性を育てる集団づくりのなか、自分の目でみて、自分の耳できいて、自分の頭で考えて、いきいきと行動できる子どもに育てる。
○　幼い命の成長に添おうとするすべての人々の叡智と、きめ細やかな養護、適切な援助、家庭支援等、誠実な実践によって共に学び合う。
○　鋭い感受性を持った創造的な芸術家としての子ども、深い人間愛を身につけようとする生活者としての子ども、そのかけがえのない命が表現するよろこびを受容し、よろこびとかなしみを共有して行く。
○　身体的にも精神的にも社会的にも健やかな子どもたちに育てる

1	からだの健康	よくあそぶ・よくたべる・よくねむる	散歩・薄着・健康体育・安全食材による給食 健康管理・養護・援助
2	こころの健康	文化・芸術に親しむ・自然に親しむ 生き物に親しむ	音楽・お茶のお稽古・絵本　伝承遊び・ 植物・小動物を育てる
3	社会的な健康	自分でできる・仲良くできる・約束を守る	自己決定・責任・実現・仲間づくり 共育て、共に生きる・ 子どもの人権養護・博愛・平等

クラス別保育内容

<table>
<tr><th colspan="3">0歳児</th></tr>
<tr><td>発達の特徴</td><td colspan="2">・生後4ヶ月までに首がすわり、手足の動きが活発になり、その後寝返り、腹這いなどの全身の動きをするようになり、座る、立つ、歩くといった著しい運動機能の発達をするとともに、手先を使えるようになる。
・保育士との情緒的な絆により、自分の意志や欲求を伝え、それが満たされることで情緒が安定し、少しずつ言葉が出る。
・母乳やミルクなどの乳汁栄養から、成長に合わせて離乳食にうつり、なめらかにすり潰した形態食から、徐々に形のある形態を食べられるようになる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ねらい</td><td>養護</td><td>《生命の保持》
・保健的で、安全な環境をつくり、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求が満たされ、健康で快適に生活できるようにする。
・家庭と連携し、一人一人の子どもの生活や発達に応じて、生活リズムをつくっていく。
《情緒の安定》
・安心できる保育者に気持を受け止められ、自分の気持ちを表現し、自己を十分に発揮する。
・食事、睡眠、排泄、着脱等について、育児担当制をとることで、保育者との信頼関係を築き、安心して過ごす。</td></tr>
<tr><td>教育</td><td>・身の周りの様々なものを自由にいじって遊び、外界に対する好奇心や関心を持つ。
・育児担当制により安定した一日を過ごすことで、生活の見通し、着脱、食事、排泄等、身辺のことを自分でしようとする。
・聞く、見る、触る等の経験を通して、五感や手指の機能を育み、主体的に探索活動や全身を使った遊びを楽しみ、周囲への関心も拡げていく。</td></tr>
<tr><td>健やかに伸び伸びと育つ</td><td colspan="2">・保健的で安全な環境の中、健康な生活リズムで快適に過ごす。
・離乳食を進めていく中で、様々な食材や味に慣れ、楽しい雰囲気の中、喜んで食事をする。
・姿勢を変える、移動するなど発達に応じた活動を十分に行い、手や指先を使う遊びも楽しむ。
・育児担当制をとり一人一人に合わせた関わりで、生理的欲求が満たされ、安心して生活ができる。</td></tr>
<tr><td>身近な人と気持ちが通じ合う</td><td colspan="2">・周囲の保育者に気持を受け止められ、安心して自分の気持ちを表現する。
・育児担当制により、保育者との信頼関係を築き、少しずつ周りの子への関心を持つ。
・一つ一つの援助の仕方が統一されていることで、生活の流れに見通しを持て、身辺のことを自分でしようとする。
・自分の欲求を表現し受け止められることで、満足感を味わう中、大人とのやりとりを楽しむ。
・わらべうたを通して、保育者との一対一の関わりの中で、様々な感情が育っていく。
・保育者との一対一の関わりから、周りの興味関心が広がり、様々な経験を通し情緒が育まれ、表情も豊かになり、喃語や片言が出てくる。
・泣くことでの要求の発現から、少しずつ喃語やしぐさで、保育者に要求を伝えてくる。
・喃語や片言をしっかりと受け止めてもらい、発語や保育者とのやりとりを楽しむ。</td></tr>
<tr><td>身近なものと関わり感性が育つ</td><td colspan="2">・安心できる人的・物的環境のもと、聞く、見る、触れるなどの感覚を心地よく感じ、楽しく経験を重ねる。
・動植物などを見たり、触れたりすることで、季節の変化を感じたり、五感を育む。
・作物の様子を見たり、触れたり、季節の野菜や木の実を味わったり、食べ物に関心を持つ。
・保育者に見守られる中、身近な物に興味を示し、自ら触れてみようという意欲を持つ。
・砂、水、土、紙等、様々な自然物や素材に触れ、五感を育む。
・共感してもらう心地よさを感じる中、自分の欲求を態度やしぐさで伝える。
・保育者のすることに興味を持ち、真似することを楽しむ。</td></tr>
<tr><td>保育の実施上の配慮</td><td colspan="2">・安全で活動しやすい環境を整え、子どもの身の回りの環境や衣服、寝具、玩具等の点検を常時行い、事故に対して細心の注意を払う。睡眠中もチェックを行い、SIDSの予防をしていく。
・季節により、湿度、温度などの環境・保健に十分に注意し、衣類の調節や換気に気をつける。
・家庭との連携を密にし、子どもの生活を24時間で捉え、朝の視診や家庭からの連絡帳、引き継ぎ等で、子どもの健康状態を把握する。場合により、看護師・主任・園長と連絡をとり速やかに対応をする。
・無理のない範囲で離乳を進めていき、個々の状態に即して、様々な食品に慣れていくようにする。
・一つ一つの段階に合わせた運動や手指を使う遊びを促すと共に、子どもの自発的な活動を大切にしながら、時に保育者がやってみせるなど、一緒に楽しんで遊ぶようにする。
・身体発育や精神、運動機能の発達の個人差に十分に配慮し、一人一人が自らやってみようとする意欲、自己を発揮できることを大事にする。</td></tr>
</table>

1歳児		
発達の特徴		・歩き始め、手を使い、言葉を話すようになり、身近な人や物に自発的に働きかけ、探索活動も盛んになる。 ・玩具等を実物に見立てる等、象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。運動の種類も豊かになり、自発性も高まる。 ・保育者の言うことがわかるようになり、指差し、身振り、片言等を盛んに使うようになって、二語文を話し始める。 ・物をやりとりしたり、取り合ったりする姿が見られる。 ・保育者や周りの子と一緒にいることを喜ぶ一方、嫉妬心等の情緒も表れてくる。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・保健的で安全な環境をつくり、体の状態を観察し、快適に生活できるようにする。 ・一人一人の子どもの生理的欲求や甘え等の依存欲求を満たす。 《情緒の安定》 ・一人一人の子どもが、安心して自分の気持ちを伝えられ、保護者や保育者と信頼関係を築く。 ・一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表現することができる。
	教育	・身の周りの物に興味関心を持ち、探索活動を十分に楽しみ、充実感を味わう。 ・安心できる保育者との関係の下で、食事、排泄等について、自分でしようとする。 ・保育者の話しかけや、発語が促されたりすることにより、言葉を使うことを楽しむ。 ・様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができる。 ・絵本、玩具等に興味をもって、それらを使った遊びを楽しむ。 ・身近な音楽に親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。
健康		・楽しい雰囲気の中で、昼食や間食が食べられる。スプーンを使って一人で食べようとする。 ・オムツが汚れたら取り替えてもらい、きれいになった心地よさを感じる。 ・促されて便器等での排泄に慣れていく。保育士等の言葉かけや援助で、衣服の着脱に興味を持つようになる。 ・育児担当制をとり、一人一人の子どもの生活リズムで、安心して、午睡や休息をする。
人間関係		・保育者と一対一でわらべうたを楽しんだり、集団で遊んだりする。 ・保育者に見守られ、外遊び、一人遊びを十分に楽しむ。 ・安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や周りの子に関心を持ち、模倣して遊ぶ等親しみを持って自ら関わる。 ・毎日同じ日課で過ごすことで、先を見通したり、少しだけ待ったりができるようになる。
環境		・散歩に行くことで、四季の移り変わりを感じ、体を動かすことの楽しさを知る。 ・園で飼っている小動物にも、触れ合う機会を持つ。 ・無理のない範囲で園の行事にも参加し、見たり、触れたり、食したりすることで五感が育まれ、社会性が広がる。 ・プランター栽培の作物の水やりをしたり、実をつける様子を見たり、食する楽しみをふくらませる。
言葉		・指差しや身振り等で、自分の気持ちを表す。 ・経験の中で得た簡単な言葉を使って、自分の気持ちを表そうとする。 ・保育者の応答的な関わりによって、片言・一語文・二語文がいえるようになる。
表現		・絵本を見たり、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり十分に遊ぶ。 ・自分の要求を言葉やしぐさで伝え、保育者に共感してもらう。 ・言葉を使って、意志を伝えようとする。 ・水、砂、土、粘土等、様々な素材に触れたり、なぐり描きを十分に楽しむ。
保育の実施上の配慮		・感染症に罹りやすいため、日常の観察を十分に行い、変化が見られた時には、適切に対応をする。 ・一人一人の子どもの心身の発育・発達の状態を的確に把握し、担当制をとって育児行為にあたる。 ・食事、排泄、睡眠、衣服の着脱、身の回りを清潔にすること等、生活に必要な基本的習慣については、一人一人の状態に応じて、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重する。 ・行動範囲が広がっていき、予測できない行動やけんかも多くなるので、環境や活動の状態、子ども相互の関わり等に十分な注意を払っていく。 ・一人一人の子どもの気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表わすことができるようにする。

2歳児		
発達の特徴		・歩行機能が進み、走る、跳ぶ等の基本的運動機能や指先の機能が発達する。 ・自分でやろうとする気持ちが育っていく中で、出来なかったり、受け入れられなかったりする事から、癇癪をおこしたり、反抗して自己を主張しようとする。 ・語彙も増加するとともに、象徴機能や観察力も増し、自分の意思を伝える力が豊かになり、保育者と一緒に簡単なごっこ遊びが出来るようになる。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・一人一人の子どもが快適に健康で安全に過ごせるようにし、生理的欲求が十分に満たされ、健康増進を図る。 ・楽しい雰囲気の中で食事をし、食べることへの興味を持ち食べる楽しさを味わう。 《情緒の安定》 ・一人一人の子どもが、自分の要求や欲求を安心して表わすことができ、安定した生活を送れるようにする。 ・運動機能や指先の機能が発達し、探索活動が盛んになり、安全な環境でそれらを楽しめる。
	教育	・身近な人に親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を深める。 ・基本的な運動機能や指先の機能が発達し、体を使った遊びを楽しむ。 ・安心できる保育者との関係の下で、食事、排泄等の簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。 ・身の周りの物や親しみの持てる小動物等を見たり、触れたり、保育者の話を聞いたりして、興味関心を広げる。 ・生活や遊びの中で、様々な出来事にふれ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 ・保育士等に見守られながら、自分でできることは自分でしようとする。
健康		・保育者や身近な子どもとふれあい、安定感を持って生活をし、簡単な身の回りのことを自分でする。 ・スプーン・フォークを使い、楽しい雰囲気の中で食事をしようとする。 ・健康体育の内容を取り入れた全身を使う遊びや指先を使った遊びを楽しむ。
人間関係		・安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や身近な子どもに関心を持ち、親しみを持って関わろうとする。 ・身の周りに様々な人がいることを知り、身近な子どもと関わって遊ぶ中で、自分の気持ちを伝えようとする。 ・保育士等の仲立ちによって、玩具の貸し借りをしたり、順番を待って交代できる。
環境		・園内や畑、散歩先で動植物と触れ合うことで、それらに興味関心を持ち、探索などをして遊ぶ。 ・安心できる人的環境、物的環境の下で、聞く、見る、触れるなどの五感の働きを豊かにする。 ・自然等の身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
言葉		・保育者と一緒に簡単なごっこ遊びをする中で、言葉のやりとりを楽しむ。 ・経験したこと等を自分なりに言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ・絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わったり、言葉を豊かにする。
表現		・保育者と一緒にリズムに合わせて体を動かしたり、わらべうたを楽しむ。 ・イメージを膨らませて、玩具や抽象的な物を実物に見立てることができる。 ・水、砂、土、紙、粘土等、様々な素材に触れて遊ぼうとする。 ・興味のあることや経験したことを、保育者とともに、自分なりの方法で自由に表現していく。
保育の実施上の配慮		・衛生的に安全な環境をつくり、快適な生活が出来るように、日々の視診を大切にしていく。 ・一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、情緒の安定を図れるように、日々の活動を考慮する。 ・保育者と一緒に畑で芋ほりをするなど、幼児クラスへ向け、食農活動に期待が持てるようにする。 ・食べ物に興味が持てるように、食材のことや調理してくれた人のこと等、子どもとの会話でわかりやすく話題としていく。 ・苦手な物が食べられたり、こぼさずに食べられたりした時は、しっかりと認めてあげることで自信につなげていく。 ・動物と触れ合う際は、安全や衛生面に気をつけ、保育者が動物に親しみを持って関わり、子どもたちも親しみを持って関わることができるようにする。 ・子ども同士のぶつかり合いが多くなるので、お互いの気持ちを受け止めていき、子どもたちにわかりやすく仲立ちをして、根気良く他児との関わり方を知らせていく。 ・ゆったりとした時間の中で、対人関係を大切にしながら、わらべうたを行っていく。 ・緩やかな担当制をとって育児行為にあたり、一人ひとりの子どもの心身の発育、発達の状態を的確に把握し、徐々に担当以外の保育士等とも身の回りのことができるようになる。

3歳児		
発達の特徴		・園生活の流れがわかり、保育者の助けを借りながら、自分なりに身の回りのことが出来るようになる。 ・基礎的な運動能力が一応に育ってくる。 ・言葉を使った表現が豊かになり、「なぜ？」「どうして？」などの質問が盛んになり、物の名称や機能など理解しようとする知識欲が強くなる。 ・自分のイメージを言葉、動作、造形活動などで表現しようとする。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、心身ともに快適に過ごせるようする。 ・食事、排泄、睡眠、衣服の着脱等の身の回りの生活に必要な基本的習慣が身につくようになる。 《情緒の安定》 ・外遊びや散歩など、遊びの中で体を動かす楽しさを味わう。
	教育	・生活に必要な言葉がある程度分かり、したい事、してほしい事を言葉で表わす。 ・感じた事や思ったことを描いたり、歌ったり身体を動かしたりして自由に表現しようとする。 ・保育者や友だちとのつながりを広げ、集団で活動する事を楽しむ。
健康		・食事、排泄、睡眠などの生活的欲求が、一人ひとり決まった場所や見通しを持った生活の流れの中で適切に満たされ、快適な生活や遊びをする。 ・食農活動を通して、食べ物や身体の事に関心を持つ。 ・健康体育に楽しく参加し、様々な姿勢や動きを経験する。
人間関係		・わらべうたを通して、保育者や友だちと豊かな感情と信頼関係を築いていく。 ・園の行事に楽しく参加したり、地域の人々との交流を楽しむ。 ・遊具や用具を貸したり借りたり、順番を待ったり交代する。 ・年上の子どもと遊んだり、地域の人とふれあうことを喜ぶ。
環境		・園庭や散歩先、地域の自然の変化に気付き、見たり、触れたりすることで、不思議さや美しさを感じたり、親しみを持つ。 ・小動物の飼育に関わり、見たり、触れたりし、親しみや愛情を持つ事で、命の大切さを身近に感じる。 ・生活や遊びの中で、身の周りの物の色、数、量、形などに興味を持ち、違いに気づく。
言葉		・自分で思ったことや感じた事を言葉で表現し、保育者や友だちと言葉のやりとりを楽しむ。 ・絵本や物語の内容がわかり、イメージを持って楽しく聞く。 ・ごっこ遊びの中で、日常生活での言葉を楽しんで使う。
表現		・様々な生活体験を生かして、ごっこ遊びを楽しむ。 ・音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり、体を動かしたり、簡単な楽器を鳴らしたりして楽しむ。 ・様々な素材や用具を使って、好きなように描いたり、扱ったり、形を作ったりして遊ぶ。 ・絵本や童話に親しみ、興味を持ったことを保育者と一緒に話したり、歌ったり様々に表現し遊ぶ。
保育の実施上の配慮		・子どもの気持ちを受け入れ、常に愛情を持って関わり、保育者と一緒にいることで安心できるような関係を築く。 ・基本的な生活習慣が身に付くように、自分でしようとする気持ちを大切にしながら、必要に応じて援助していく。 ・身近な様々な環境に興味を示すので、その興味や探究意欲などを、十分満足できるように環境を整える。安全面には留意する。 ・友だちとの関係や、動植物とのふれあいや飼育栽培を通して、相手の気持ちに気付き、思いやりの心が育つように配慮する。

4歳児		
発達の特徴		・基本的生活習慣がほぼ自立し、見通しを持った生活が出来る。 ・全身のバランスをとる能力が発達し、体の動きが巧みになる。 ・感じたり想像した事からイメージをしたことを、目的を持って、言葉、動作、造形活動等で表現する。 ・生活経験を通して、友だちや身近な人の気持ちを考えたり、認め合ったり出来る。 ・競争やぶつかり合いも経験しながら、仲間といることの喜びや楽しさを互いに感じられるようになる。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、心身ともに快適に過ごせるようにする。。 《情緒の安定》 ・友だちとのつながりを広げ、集団の中で自分の力を発揮する事を楽しむ。
	教育	・食農活動を通して、いたわりや愛情の気持ちを育む。 ・身近な自然現象、社会事象に興味関心を持ち、見たり、聞いたり、触れたりしながら感性を豊かにする。 《意　欲》 ・一人ひとりの成長を認め、自身を持って意欲的に生活が出来るようにする。 《態　度》 ・日常生活に必要な習慣や態度が身に付き、自分で出来る事が広がる。
健康		・生活全般において、見通しを持って、流れを意識して行動する。 ・食農活動を通して、食べ物と体の関係に興味を持つ。 ・健康体育に意欲的に参加し、様々な動きを組み合わせて、身体を動かす事を楽しむ。
人間関係		・園の行事や地域の伝統行事に興味関心を持ち、行事を通して、地域や身近な人との交流を深める。 ・年下の子に親しみを持ったり、年上の子とも積極的に遊んだりする。 ・友だちと生活する中で、きまりの大切さに気づき、守ろうとする。 ・お泊り保育では、目的を持って友だちや保育者と協力する。 ・食農活動では、異年齢児と関わりを深め、協力することの大切さを知っていく。
環境		・園庭や散歩先の地域の自然の移り変わりに親しみを持ち、興味関心を深める。 ・小動物の飼育を通し、関心を深め、親しみや愛情を持つ。 ・自分のもの、人のものを知り、共同のものの区別に気づき、大切にしようとする。 ・具体的な物を通して、数や量などに関心を持ち、簡単な数の範囲で数えたり比べたりすることを楽しむ。 ・身の周りの物の色、形などに興味を持ち、分けたり、集めたりする。
言葉		・自分で考えた事、経験した事を言葉で表現し様々な機会や場で活発に話したり、保育者や友だちの話に耳を傾ける。 ・身の周りの出来事に関する話に興味を持つ。 ・絵本や童話を読み聞かせてもらい、イメージを広げる。
表現		・様々な生活経験をごっこ遊びの中に取り入れ、異年齢で楽しく遊ぶ。 ・友だちと一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。 ・感じたこと、思ったことや想像したことなどを様々な素材や用具を使って、自由に描いたり、作ったり様々に、表現して遊ぶ。
保育の実施上の配慮		・子どもの気持ちを受け入れ、個人差に配慮しながら、子どもが安定した生活が出来るようにする。 ・基本的生活習慣が、日々の直接的な体験の中で身に付くようにする。 ・一人一人の子どもの気持ちや行動を受け止め、いろいろな場面での遊びや関わり方を援助し、いきいきと活動できるように配慮する。 ・友だちとのぶつかり合いを経験しながら、相手の気持ちを理解し、相手を思いやる事で、楽しく遊べる事に気付くようにする。 ・園外へ積極的に出かけ、地域の人たちの仕事や生活に関心が持てるようにしたり、自然現象や社会事象の感動体験の機会が多く持てるようにする。 ・小動物の飼育や作物の栽培を通し、それらへの興味関心を持ち、大切にする気持ちが育まれるようにする。 ・子どものイメージが湧き出るような環境を整え、のびのびと表現して遊ぶ事が出来るようにする。

5歳児		
発達の特徴		・基本的生活習慣が身に付き、生活態度が主体的になる。 ・一定の見通しを持って、それに基づいて最後までやり遂げる。 ・自分なりの予測や見通しをたてる力が育ち、自信を持って、心身ともに意欲的に物事に取り組む。 ・仲間意識が強くなり、一つの目的に向かって、きまりを守り、協力し合い、集団活動をする。 ・相手の思いを受け入れたり、我慢したり出来るようになり、いたわりや思いやりの気持ちが育ち、人の役に立つことを嬉しく誇らしく感じられる。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・健康、安全に必要な基本的な習慣や自主協調の態度を身に付け、理解して行動する。 《情緒の安定》 ・人の話を聞くことや自分の経験した事、考えた事などを、相手に伝え合う事を楽しむ。
	教育	・身近な事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さなどに対する感覚を豊かにする。 ・身近な環境や自然などに自ら関わり、様々な事象と自分達の生活との関係に気付き、それらを生活　や遊びに取り入れ、生活の経験を広げる。 ・進んで異年齢の子ども達と関わり、生活や遊びなどで役割分担したりしながら、活動を楽しむ。
健康		・生活全般の見通しを持ち、進んで行動する。 ・食農活動を通し、食べ物と体の関係に関心を持つ。 ・健康体育に積極的に参加し、話を良く聞いて、やや複雑な運動にも挑戦し、楽しんだりする。
人間関係		・園の行事や地域の伝統行事や交流会に参加し、自分なりの役割を果たした充実感や、人に喜ばれる事を嬉しく感じられる。 ・お泊り保育を通し、あきらめずに友だちと協力して、一つの事をやり遂げる。 ・食農活動では、異年齢の子ども達に、自ら進んで声をかけて誘ったり、いたわりながら進められる。 ・お茶のけいこでは、日本の伝統文化を知り、自分で出来る事に喜びを感じながら、意欲的に取り組み、生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 ・友だちへの親しみや思いやりを深め、一緒に喜んだり悲しんだりできる。 ・自己主張もするが、相手の意見も受け入れ、共同の遊具や用具を譲り合い使うなど、協働の気持ちが育つ。
環境		・園庭や散歩先での地域の自然に親しみ、その変化、大きさ、不思議さ、美しさなどに興味を持つ。 ・小動物の飼育を通し、いのちの尊さや摂理を感じられる。 ・身近な物を大切に扱い、自分の持ち物を整頓する。 ・簡単な数の範囲で数えたり、比べたり、順番を待ったりする。生活の中で、前後左右、遠近等の違いや時刻、時間に興味を持つ。
言葉		・自分の経験した事、考えた事などを言葉で表現する。また、人の話を注意して聞いたり、絵本・物語に親しみ、その面白さが分かり、創造して楽しんだり、身近な文字に触れることで言葉への興味を広げ、簡単な文字や記号などにも関心を持つ。 ・身近な事物や事象について話したり、名前や日常生活に必要な言葉を使ったりする。
表現		・様々な体験や想像を生かし、それらを取り入れ、ごっこ遊びを広げていく。 ・音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を使って、音色やリズムを楽しむ。 ・様々な素材や用具で描いたり、作ったりを工夫し楽しむ。身近な生活や遊びに使う簡単なものを作り楽しむ。 ・友だちと一緒に描いたり、作ったりすることや身の回りを美しく飾ることを楽しむ。
保育の実施上の配慮		・子どもの気持ちを受け入れ、個人差に配慮して、子どもが安定して生活できるようにする。 ・基本的習慣や態度が身に付き、自分を大事にし、主体的に活動できるように配慮する。 ・様々な存在に気付き、人の役に立つ事の喜びを感じる事が出来るように援助する。 ・身近にいる様々な人と交流し、共感しあう体験を通して、人と関わることの楽しさや大切さを味わう事が出来るようにする。 ・食農活動における動植物とのふれあいや作物の栽培などを通して、自分達の生活との関わりに気付き、感謝の気持ちや生命を尊重する心が育つようにする。 ・素材を豊富に用意し、イメージが湧く環境を整え、想像性が豊かになるように配慮し、表現活動を楽しませる。 ・子どもが自分の伝えたい事がしっかりと相手に伝わる喜びを味わうために、人前で話す機会や場面を出来るだけ多く用意する。

3・4・5歳児異年齢保育		
目標		・保健的で安全な環境を構成し、一人一人の欲求を十分に満たしながら、保育者との信頼関係の中で快適に生活できるようにする。 ・異年齢の子ども達がそれぞれの違いに気付き、こだわりや憧れの気持ちを理解しながら心を通い合わせることを喜ぶ。 ・異年齢の関わりを通して、友達を理解すると同時に自己を主張し、自律していく。 ・異年齢同士の役割を、遊びを通して理解し、協力しながら遊びを発展させる。
ねらい	養護	《生命の保持》 ・クラス担任だけでなく、その他の職員にも気軽に接する事が出来るようにする。 《情緒の安定》 ・異年齢混合クラスで生活することでより、子ども同士の信頼関係が作られる。
	教育	・年少児が年上の（年中・年少児）に憧れを持つ。 ・年長（年中）児が、年下の面倒をみたり、関わったりする。 ・年長児になると自分がしてもらったように年少児と関わりが持てるようにする。
健康		・生活の仕方がわかり、落ち着いて生活をする。
人間関係		・異年齢のクラスの中で、保育士等に見守られながら、気の合う友だちと遊びを楽しむ。 ・同年齢、異年齢の友だちとの関わりの中で、遊びやルールや役割を決めて、遊びを発展させていく。
環境		・自然の変化を感じながら、様々な草花や小動物と触れ合うことを楽しむ。 ・作物の成長に興味を持って、食農活動に取り組む。
言葉		・友だちと生活をする中で、刺激を受け、言葉や文字に興味を広げる。
表現		・イメージしたことを友だちと一緒にいろいろな方法で、豊かに表現したり、創造したりして楽しむ。
保育の実施上の配慮		・各クラス、異年齢の集団で過ごす時には、子ども達の生活面（基本的生活習慣が身に付いているか）を重視しゆったりと過ごせるよう配慮する。 ・年齢別で活動する時には、保育内容についての専門的な知識を高め（保育の質を向上させ）、メリハリのある保育を心がける。 ・他クラスの子ども達や保護者にも声を掛け、一人一人の子どもの行動を観察して、保育者間や保護者に対して、客観的な報告をするように心がける。 ・原則３年間、クラスは固定とし、安定した環境を整えていく。また兄弟姉妹に関しても、同じクラスで生活する。

八国山保育園の主な事業

１，産休明け保育の実施

子どもの心身の機能の未熟性を理解し、家庭との連携を密にしながら、保健・安全に配慮し、個人差に応じて欲求を満たし、生活リズムの形成を援助していく。特定の保育士の愛情深い関わりが、基本的な信頼関係の形成に重要であることを深く認識し、担当制も含めて、職員の協力体制を工夫して保育を行なう。

２，延長保育の実施

保育認定によって延長時間を区分し、延長保育を実施する。保育標準延長については、18 時を超える時間から 19 時までの延長保育となる。また、コアタイム外延長は、７時から８時３０分までと、１６時３０分から１９時までとなる。零歳児の延長保育も実施する。費用は東村山市の取り決めで、標準延長は１回 500 円、月上限を 4,000 円とする。コアタイム外延長は午前 100 円／1 回、午後 100 円／1 回、月上限を 1000 円とする。Ａ・Ｂ階層の方は費用の減免措置がある。朝夕の時間帯、乳幼児が安定した生活ができるように様々な工夫や配慮をし、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育を行っていく。

３，一時預かり保育事業の充実

週一日から三日の就労などによって、一時的にあるいは断続的に保育が必要となる場合、保護者の怪我や病気によって、緊急・一時的に保育が必要となる場合、母親の育児疲れの解消や、リフレッシュのために一時的に保育を必要としている場合に、一日概ね 10 名の定員での一時保育事業を実施する。市の健康課、子ども家庭支援センター等からの紹介で子どもの発達保障の他、保護者の不適切な関わりや親の育児不安等の理由で一時的な母子分離が必要な場合において子どもを預かるケースもある。預かる子どもの年齢も低年齢の傾向が続いている。2019 年度も引き続き、行政窓口との連携の他、一時預かりの課題克服のため、市保育園連絡協議会の協力を得ながら、他地域の実情等も研究し、児童保護の視点での事業の改善に努めていく。

受け入れに当たっては、育児の閉塞感や孤独感の解消に対しての保育士の関わりがより一層求められる。そうした不安定な保護者へは、母親支援の視点で丁寧に事情を聴くよう努めながらも、子どもが健康な状態で安全に保育所で生活すること、命を預かる意味や子どもの成長発達の大切さを具体的に伝えられるように、面接では時間をかけて理解を深める努力をしていく。また、面接段階で気になる母子関係の早期発見にも努めていく。

保育所に慣れていない一時保育の子どもは、不安感や緊張感を強く現す子どももいる。保護者には利用前の体験保育を利用してもらい、子どもの日常の様子を把握するように努める。保育内容については、断続的な保育所利用であることを理解し、子どもに無理のないように、行事への参加や通常保育の子どもとの交流を図る。

また、保育中のけがや事故に十分に配慮し、事故責任への対応について明確にする。

４，「家庭的保育事業」における連携保育所

ことり保育室（東村山市野口町 3-13-15）

- 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策について知識を有している保育士等の担当者を配置する
- 家庭福祉員の施設を巡回訪問し、相談に応じ、必要な指導・援助を行う。
- 行事の際等、定期的に園へ招き交流を図る他、健康診断を園の入所児童等と共に行う等の連携を図る。
- 連携する家庭福祉員に園での行事や地域の子育て情報の提供を行う。
- 家庭福祉員が感染症等により保育ができない場合は、家庭福祉員に変わって乳幼児の保育を行う
  （「ことり保育室」は内部調整が基本。調整がつかなかった場合のみ、園の一時預かり保育で保育する）

５，特別なケアの必要な子の保育

個々の子どもの発達や障害の状況を把握し、生活リズムや心身の状態に十分に配慮をし、適切な環境のもとで、他の子どもとの生活を通して互いに健全な発達が図られるように努め、柔軟に対応していくための職員の共通理解が深まるように配慮し、職員配置など丁寧に考え実践していく。すべての児童を“包み込む”、包括的な保育（インクルー

ジョン保育）の必要性を全職員が理解し協力していく。

- 障害のある子が他の子どもとの生活を通して共に成長できるようにクラス等の指導計画に位置づける
- 子どもの状況に応じた保育を実施するため、個別の支援計画を作成する
- 保育の展開は、子どもの発達や状態に応じて柔軟に対応できるように担当保育士、看護師、栄養士、嘱託医等、職員が連携していく
- 園長が中心になり、職員全体で共通理解を図りながら、障害のある子どもの理解と援助に努める
- 家庭との連絡を密にし、保護者との相互理解を図り、協力関係を形成し適切に対応をする
- 他の子どもの保護者に対しても、理解が深まるように努める。その際は、子どもと保護者、家族のプライバシーの保護に十分に配慮する
- 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言を得ていく
- ケア担当者連絡会（毎月１回）への参加
- 保育園連絡協議会における情報の共有

６，在宅家庭支援の実施

（1）育児相談事業の実施

保育園が地域の子育て支援の核として、より正しい情報を提供して地域における育児の悩みが軽減される様に子育てに悩む親子の良き相談相手、心のより所になる様に努めていく。

内　　容　　育児、健康、栄養、発達相談、入園案内等
具体的方法　電話相談、来園相談、ホームページ等を利用しての活動の情報公開、Ｅメールでの育児相談
実施詳細　　毎週月曜日～土曜日　開園時間内随時

７，地域の中に生きる保育園

地域の社会資源の一つとして、より一層地域の中に溶け込む努力をしていく。そのために、地域の行事への参加・協力や施設の提供など、地域のために動いて働くことを大切にしていく。

◎地域活動事業

高齢者ふれあい事業	運動会へ招待しての交流　地域高齢者施設との交流 祖父母ふれあいデーに在園児祖父母や地域の方を招待し交流
障害児ふれあい事業	地域の施設在籍の子との交流（不定期）
園行事での地域、異年齢児、高齢者との交流	夏まつり、運動会、冬まつり 食農文化活動を通じての交流 ・　伝統食づくり（梅干・沢庵漬け・味噌） ・　収穫体験（えんどう・ジャガイモ・サツマイモ・里芋） ・　味覚体験（焼き魚・煮魚・焼き芋・芋煮）
日常的交流	日々の散歩で地域の人々と交流。月１回ゴミ拾い散歩を実施
地域交流	地域の行事に参加 （園児の参加） ・　保育フェスタ・産業祭・出初式・正福寺の防災訓練の見学 ・　諏訪神社大祭・猿田彦神社例祭・大善院の節分 （保育者の参加） ・　子どもまつり
小学校、児童クラブ等との交流	・保幼小連絡会を通した連携 ・授業参観・公開授業・運動会、生活発表会等への参加 ・中学生職場体験受入れ ・児童クラブの行事への参加・学校清掃への協力 ・保育所保育児童要録作成送付・就学支援シート作成送付

８，ひらかれた保育園

園児とともに地域に出て、いろいろな人に出会い、自然に触れ、文化にふれ、声を聞くことで園児たちの大きな成長につなげていく。保育園だけではなく、地域全体が共により良い方向に発展するように、園長は勿論職員一人ひとりが地域に向けて思いを発信し、時には積極的に地域に問題提起をしていく。

（１） ふれあい自由広場

月曜日から金曜日までの午前９時から１２時まで、地域の在宅母子に園庭を開放する。初めての人でもわかりやすいように利用案内も整理し、玄関なども利用希望者が入りやすい雰囲気を作る。月で延べ4 組、年間で４８組の受け入れを目標とする。

（２） 広報誌・保育情報の発行

地域向けに、年 10 回の地域向けの便り「八国山通信」を毎号 30 部発行する。
パンフレットや行事案内も随時配布し、保育に関する様々な情報を伝える。

（３） ユーカリ文庫

在園児家庭や地域向けに、育児本・保育の専門書、絵本や紙芝居を無料貸し出しする。ノートに名前を記入してもらい２週間貸し出す。年間で 300 冊の貸し出しを目標とする。

（４） ふれあい陶芸くらぶ

保育の中で子どもたちと一緒に陶芸体験を深めるとともに、地域の陶芸家の方の指導も仰ぎながら、陶芸愛好家の方々、陶芸に興味のある職員、保護者、卒園児や地域の方々とも、月１回の陶芸を通し相互に交流が深めていく。

（５） ホームページによる情報公開

ホームページで、子どもたちの日々の生活や、園内外の職員研修内容、最新の保育情勢などに関わる情報を発信していく。個人情報の保護には、十分に配慮し、規程に基づいて同意の得られている情報について掲載する。ホームページは随時更新をする。

９，保育園と地域の関係性

園が地域に溶け込んでいくために、「保育園として何ができるか」「何かできることはないか」と、積極的に取り組む姿勢を大切にしていく。

（１）わくわく保育士体験

実習生と同じように職員と一緒に動いて、保育園、また我が子の発達の姿をより深く知ってもらうことを目的とする。一年中、いつでも保護者が保育に参加することが出来る。年間延べ 100 人の参加を目標とする。

（２）親子でほのぼの保育体験

当園に在園していなくても、お子さんと一緒に保育体験をしてもらう。保育園を知りたい、発達が気になる等、どんな理由でも気軽に保育に入ることが出来る。年間延べ 50 人の参加を目標とする。

（３）ボランティアの受け入れ

青少年教育、保育士養成の一貫として、積極的に未来の保育者を目指す、中高生や大学生のボランティアを受け入れていく。ボランティアセンターによる夏体験ボランティア、小学校の総合学習、中学校の職場体験の受け入れに当たっては、事故防止及び個人情報の保護等、受入マニュアルに基づき、園児の通常の生活に支障がないように受け入れる。人数や受け入れ時間帯には十分配慮をする。

（4）こんにちはママ育児体験

出産を迎える方に、体験をしてもらう。育児に心配がある等どんな理由でも気軽に体験することが出来る。年間延べ10人の参加を目標とする。

（5）実習生の受け入れ

次代を担う若き保育者を目指す学生に対して、学外教育の一翼を担う保育所として、情熱と自信をもって社会に出ていけるように指導する。また、保育士が指導する側にまわることで、園の保育や自分の保育を見つめなおし、指導という機会を通じて保育士自身が育っていく。受け入れに当たっては、事故防止及び個人情報の保護等、受入マニュアルに基づき、園児の通常の生活に支障がないように受け入れる。人数や受け入れ時間帯には十分配慮をする。

（6）保育士養成学校、大学への研究協力および教育機関との連携

保育士養成校や大学、また義務教育機関との連携を図り、保育について講演や講義、助言を行なうとともに、その他研究活動に対して園児の生活に支障のない範囲で協力をする。

（7）八国太鼓の会・エイサーの会

毎月定期的に、保育者と保護者、地域の方々と「和太鼓」と「エイサー」の練習をする。中心で動く担当職員を決め、地域活動的な運営を目指していく。保護者他参加者との連携も深める。また、子どもまつり等の地域行事へ地域活動事業の一環として参加する。

（8）交流保育

地域の他の施設や保育園との交流（不定期）によって、子どもたちの相互の関わり合いを深めていく。

（9）おやじの会との協働

父親の育児参加を推進する。そば打ちや定例会、バンド活動への活動場所の提供、夏祭り・冬祭りのそば出店協力等の他、園庭環境の整備等にも参加・協力をお願いする。

（１０）他の施設や児童育成に関わる団体への協力と交流

地域の作業所や福祉施設との連携・協力をしていく。化成児童クラブとの交流。餅つき用具や運動会用具、和太鼓等の備品を貸すなど地域に対して様々な協力活動をする。

（１１）児童育成に関わる国内外への支援、募金活動

職員たちが、チャイルドスポンサーとして海外の児童を支援する中で、幅広い視野を持つことで、日々の保育への意識を高める。その他、ユニセフをはじめ、積極的に様々な国内外の支援に園全体として協力していく。

（１２）ジョイファームとの連携

協力生産者や地域の食育活動との関わりを持つ中で、保育の充実、地域交流を図る。

１０，専門性の確立と協働

（1）地域対策委員会

園での様々な行事が、園児だけのためではなく、地域に広げ、地域の子育て家庭をも巻き込んでの行事になるようにしていく。様々なことを地域に発信し、園が公共的な、専門性をもった施設として地域に認知してもらうように活動を進めていく。担当者だけではなく、園全体として計画的に人員を配置し実施していく。

年間で定期的に、子どもたちが理解しやすいように、パネルなどで保健栄養指導を行う。早寝早起きなどの生活リズムや食事の大切さ、歯磨き指導や手洗いやうがいの仕方、清潔や薄着についてなど看護師、栄養士、調理師、保育士が中心になって進めていく。また嘱託医にも話をしてもらう。

（2）環境飼育委員会

園の環境整美（園庭、園舎、遊具、倉庫等)、保育環境すべてについての整備を進める。

動物介在保育による「命の保育」を展開するために、園全体の飼育活動をさらに具体化し、積極的に推進する。園児と動物のふれあいが可能な環境の整備は、前年度に引き続き整備していく。

１１，共生空間としての園庭

（1）ふるさと保育体験

園庭整備の第 16 期工事として、新たに設置したツリーハウス、水路の整備とそれに伴うミニ八国山の整備を父母の協力も得ながら進める。園庭の果樹や草花の手入れを計画的に行い、園児に自然に対する理解の芽を育む。

（2）食農保育活動

園庭のミニ田畑や、地域で協力を頂いている野菜生産者の畑で、様々な野菜や穀物を年齢ごとに系統立てて栽培し、収穫したり食べたりする。土から育てることを通して、生産と食の距離を近付けていく活動を大切にする。また、みそや梅干しや干し柿やたくあんなどを子どもたちと一緒に作り、先人から脈々と受け継がれている日本の食文化を子どもたちに伝えていく。別に食農保育計画を策定する。

（3）いのちの教育と飼育活動

小動物などの飼育を通して、いのちの尊さや摂理を学んでいく。いのちはいのちあるものから学ぶことが重要であり、日常的に小動物に接し世話をすることを保育の活動に取り入れて行く。

【2019 年度主要飼育動物】

犬	1匹	金魚等	川魚の飼育
ミニブタ	1頭	カメ	2匹
ウズラ	6羽		

＊　ポニーとの交流…毎月 2 回、二頭のポニーと主に園庭において、餌やりやその他の世話の交流体験を行う

１２，子どもの自立と自律を育む

子どもたちが一個の主体であるという感覚、みんなの中の一人であるという感覚を育み、子どもたちが協調性や周囲への親和性を深めながら、主体的に人的・物的環境にかかわる中で「わたしはわたし」という自立、「みんなの中の私」という自律を育んでいく。

（1）　茶道指導

茶道を保育の一貫として取り入れ（年長児クラス)、子どもたちの感性を育む一助とする。楽しみながら茶会の雰囲気を大切にし、生活に必要な習慣や態度を身につける。月 1 回の時間を持つ。また近隣のお年寄りなどをお招きしての交流も深めていく。

（2）　健康体育

日本幼児健康体育協会と連携し、2 歳児より発達に応じた体の使い方を子どもたちが自然な形で習得し、健康な生活ができるように援助していく。合わせて挨拶や人の話を聞いて行動する等、それぞれの年齢に応じて自立及び自律した行動がとれるように働きかけていく。 1 回各年齢 30 分、月 2 回の年齢別の指導を実施する。

（3） 絵画

言葉とは違った表現で、経験したこと、聞いたもの、見たもの等からイメージを膨らませ楽しんでいく。年長児、年中児が月１回、各１時間の中で行っていく。

１３,事務関係

＊31 年度重点施設整備予定

No	施設整備項目	詳細
1	プール設備改修工事	本園幼児プール設置場所の防水補修工事
2	園内引戸改修工事	園内全体引戸の取替・改修工事

園児管理その他合理的に処理が可能な事項については、データベース化による事務の効率化、省力化をより一層図る。児童処遇記録の合理化をしていく。移管に伴う事務内容・手続きで必要な改変を計画的に行う。

①会計事務・管理事務

- 会計事務については、清野会計事務所に一部業務を委託し、正確かつ効率的な会計管理を実施する
- 労務管理については、まつざき社会保険労務事務所に一部業務を委託し、正確かつ効率的な労務管理を実施する
- 退職、福利厚生：福祉医療機構退職共済制度・東京都社会福祉協議会従事者共済会・福利厚生センター

②設備関係

ア：固定遊具の設備点検

日常の点検及び毎月１回の自主点検を実施し記録に残すとともに､年１回､専門業者による点検を実施する。

イ：空調・電気・ガス（床暖房）・給食ダムウェーター・学校 110 番・プールの設備点検

各専門業者における、年１回（学校 110 番は年２回）の点検を実施する

ウ：建物検査：建築設備定期検査（1 回/年）　11 月実施　特殊建築物定期検査（1 回/3 年）　11 月実施

保健衛生

（１）子どもの健康

保健衛生の理念

保育園に関わる全ての子どもが、心身共に健やかに育つように、また安心して生活ができるような環境づくりをする。その中で個々の子どもの発育や発達状況を細かくとらえその子の発育や発達に応じた適切な働きかけを行なう。子どもが発達する基礎は「健康」にある。日々の生活がいきいきと輝き、快適に過ごせるように配慮していく。さらに地域の子どもたちの様子等も知りながら、地域社会と協力して子育てをしていくことを目指すとともに、安全指導と安全管理の２つの柱を大切にしていく。

基本的な保健衛生の目標

①乳幼児の生命の安全を確保する

②個々の子どもの健康を維持・増進させる

③健康なからだづくりのために、保育内容をみんなで検討しながらすすめる。

日常に保育における保健衛生活動

子どもの健康状態、発育・発達状態の把握

①日頃の保育の中で発育、発達を促進させる。

②健康状態の観察をする。視診を大切にし、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ等も観察し、身体的虐待や不適切な対応がないか発見に努める。一日数回子どもの様子を診ていく。特に朝は各クラスを回って、子どもの様子や家庭からの連絡帳などを見て健康状態を把握する。また保育の様子を見たり保育者からも様子を伝えてもらったりし、その事柄を必ず園長・統括主任・主任等に随時報告し指示を仰ぐ。クラス責任者、調理責任者にも報告をする。
③健康を増進させる。鍛練、栄養、食事、休養を考えていく。鍛練は基本的に無理をせず、個々の身体を充分理解した上で徐々に進めていく。科学的なことも考えて対処していく。食事に関しては調理と連絡をとり進めていく。
④病気の早期発見と安全対策。危険箇所の点検と安全対策、事故の対応等は環境飼育委員会と一緒に進めていく。特に安全指導を子どもたちの中で進めていく。
⑤定期の健康診断をする。公的機関による健康診断も進めていく。
⑤生活習慣の見直し、２４時間サイクルでとらえていく。排泄睡眠は生理機能も考えていく。
⑥子どもたちへの保健衛生・安全指導を計画的に行う。保育者も一緒に学ぶ。保健指導の計画は地域対策委員会において、看護師を中心に立案し実行する。さらに保健指導は子ども・保護者・地域の方々が参加していく。
⑦以上のことがらを留意し、更に地域や家庭、全職員との連携をとるために、地域対策委員会を中心として、地域活動としても発展させ業務を遂行していく。

定期健康診断

子どもの健康状態、発育状態、疾病異常の把握のため、嘱託医による定期健康診断を行う。精神保健上の問題についても把握できるようにする。健康診断結果は記録し、保育に活用するとともに、家庭に連絡し、保護者が子どもの状態を理解できるようにする。

（内科）　０歳児クラス　　月２回
　　１．２．３．４．５歳児クラス　　年３回
（歯科）　０歳児クラス～５歳児クラス　年２回　＊他歯磨き指導、歯の健康教室を開く
（視力測定）　３歳児クラス～５歳児クラス　年１回
（身体測定）　１歳～５歳　　月１回～２回（０歳は月２回）
（尿検査）　全クラス（市役所子ども育成課が実施・年１回）

予防接種

子どもの感染予防上、かかりつけの医師や嘱託医の指導の下、可能な限り接種年齢の内に接種を受けるように保護者に勧奨する。接種については、アレルギー体質や虚弱児は医師と十分に相談するように伝える。接種後はできるだけ静かに過ごせるように、家庭での保育が望ましいことを保護者へは極力伝えるが、やむを得ず受け入れる場合は、全身状態に変化や副作用が起きていないか、接種後３０分～１時間程度は観察してから登園するように保護者に伝える。登園時には必ず、職員（保育士または看護師）に接種したワクチン名（予防接種の種類）を伝えてもらうようにする。摂取後、　２４時間から１０日後の健康観察を園でも注意する。

疾病異常等に関する対応

感染症

保育中に感染症の疑いのある病気の子どもを発見したときは、嘱託医に相談し指示を受け、保護者と密に連絡し、必要な処置をする。

園で、感染症の発生が分かったときには、嘱託医の指導の下に、他の保護者にも連絡をとり、嘱託医やかかりつけの医師の指示に従うように協力を求める。学校伝染病として定められている病気にかかった子どもが園に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、保健所や嘱託医の意見を保護者に伝える。また、学校伝染病に定められていない感染症については、保健所や嘱託医の指示に従う。全職員を対象に、感染症マニュアル等の周知及び確認を徹底する。

病気の子どもの保育

保育中に体調が悪くなった子どもについては、保護者に連絡をするとともに、嘱託医などに相談して、適切な処置が行えるように配慮する。

救急処置

不測の事態に備え必要な救急用の薬品、材料を常備し、救急処置の意義の理解と処置の熟知に務める。全職員対象の「応急手当研修」を年度の早い時期で実施できるようにする。

乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防

乳幼児突然死症候群に保育中に十分留意する。寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かす。また、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察し、呼吸チェック表に記入していく。また、保護者に対しても、ＳＩＤＳに関する情報の提供を徹底するとともに、予防に努めるよう指導する。

保育の環境保健

各部屋の温度、湿度、換気、採光等に十分注意し、保育上の安全にも十分に配慮する。子どものベッドや布団は、いつも清潔を保つように心がける。園庭や砂場は清潔で安全な状態を保つように配慮する。また、動物小屋はできるだけ清潔を保てるように配慮し、動物による事故の防止に注意する。

- 害虫駆除：業務委託し、月１回の害虫防除を実施する
- 井戸水検査：東京顕微鏡院に業務委託し、年２回の水質検査を実施する

事故防止・安全指導

- 職員は、子どもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対しても子どもの事故について認識を深めるための協力を求める。
- 職員は、子どもの発達に合わせた安全指導の必要性を認識し、適宜その実施に努める。
- 職員は、交通事故の防止に配慮し、家庭、地域の諸機関との協力の下に、交通安全のための指導を実施する。
- 職員は、敷地内外の設備、園庭の固定遊具等の定期点検を実施し、改善の必要がある場合は速やかに対処する。
- 園は、職員の救急救命への理解と技能の向上のために、救命技能講習（日本赤十字社に依頼）を実施する。
- 園は、職員の防犯を含めた危機管理への意識と技能の向上のために、防犯訓練（東村山警察署、ALSOK に依頼）を実施する

	発達と特徴	生ずる危険	安全管理（保護）	安全教育（指導）
おおむね一歳三か月未満	・ ４ヵ月：手につかんだものを引っ張る ・ ５～６ヶ月：寝返り ・ ９～１０ヶ月：這う、つかまり立ち ・ 11～12ヶ月：伝い歩き、ひとり立ち	・ タオルケットや肌欠け布団で窒息 ・ オムツ交換台より転落 ・ ボタンなどの誤飲 ・ 火傷	・ 0歳児は100%大人の保護 ・ オムツ交換台のそばを離れない ・ いつも目の端に子どもの姿を入れる ・ つかまり立ちできるコーナーの設定 ・ 高温の物の取り扱い注意	・ 一つ一つの発達がしっかりと身につくように十分に遊ばせる
おおむね一歳三か月～二歳未満	・ スプーンや玩具を手にして動き回る ・ 段差のある所に登る ・ 水遊びが好き ・ 外に出たがる ・ 玩具の奪い合い、かみつき ・ 好奇心が旺盛 ・ 動きのある遊具に近づく ・ 歩行が完全でないため転ぶ	・ 転んで口中や口唇を切る ・ バランスを崩し踏み外して落ちる ・ 乳児プールでおぼれる ・ 浴槽や洗濯機の中に落ちる ・ 交通事故 ・ 友だちを押したり玩具でたたく ・ 火傷 ・ ブランコから落ちる ・ 両手が出ないで顔や頭を怪我する	・ 手に物を持って歩いたり高いところに登らないように声をかける ・ 両手をしっかりとつかうように働きかける ・ 少しずつ高いところに慣れる保育設定をする ・ プール遊びは人数確認と子どもの動きをみる ・ 洗濯機の水を抜く ・ 大人が仲立ちに、互いの気持ちを伝える ・ 大人がそばにつく ・ 靴が合っているか確認	・ 泥んこや砂の感触を嫌がらないように、両手を使った遊びを多くさせる ・ 水と親しめるように、水遊びの機会を多くする ・ 良い靴の選び方を親に知らせる

おおむね二歳	・滑り台に登り、滑るようになる ・転ばないで走れるようになる ・大型遊具に登る ・三輪車に乗りたがる ・登ることはできても降りられない ・少し高い所から飛び降りる	・順番を守れず、押し合いで転落 ・道路へ飛び出して交通事故 ・親の真似をしてガスレンジをさわったり、重いものを足に落とす ・転落、転倒によるけが ・膝の関節をいためる	・散歩時、必ず前後に大人がつき、車道への飛び出しに注意する。目を離さない ・ガス栓をしめる ・三輪車のハンドルカバーなどの確認 ・膝関節に負担がかからないような環境整備	・待つことの大切さを繰り返し伝える ・高さに慣れない年齢なので、両手をしっかりと使う
おおむね三歳～四歳	・一人でブランコに乗る ・身近な動物に餌をあげる ・好奇心が旺盛になる ・両足揃えて跳べる ・手すりなしで階段の昇り降りができる ・いろいろな教材を使う ・箸の使用が増える ・友だちとのけんかが多くなる ・ボール投げがうまくなる	・周囲に気を配れず、小さな子に怪我をさせる ・動物にかまれる ・小動物が持っている菌による病気 ・門や柵に登ることでの怪我 ・池などを飛び越えようとして落ちる ・遠出での迷子 ・はさみやナイフ等で相手を傷つける ・けんかで引っかいたり、打撲 ・石を投げたりでの怪我	・固定遊具に保育者がつく ・動物が持っている病気の検査をする ・施設の危険箇所の点検 ・環境の安全を確認する ・保育者がついている所で使う ・園庭では、ボール以外は投げない	・危険に対する洞察力が十分ではないので、予測される事故を大人がパフォーマンスで伝える ・動物の扱いを伝え、手洗いの必要性も伝える ・はさみの正しい持ち方、切り方を伝える ・巧緻性や平衡性の発達が十分でないので、一人ひとりにきめ細やかな指導をする
おおむね五歳～六歳	・いろいろなことができるようになる ・プールで泳いだり、川遊びができる ・ゴム跳び、縄跳びができる ・農具や大工道具を使う ・ルールにそった遊びをする ・自由にあるいたり急に止まったりする	・大人が目を離すことで怪我も増える ・プールサイドで転ぶ ・危険な川や、水深がわからないことでの事故 ・道具を使いこなせないで切ったり、打撲する ・友だち同士の衝突 ・廊下や曲がり角、部屋の出入り口での衝突、怪我	・必ず大人と一緒に行動する ・道具箱の管理をきちんとさせる ・乳児が幼児クラスにいくときは、必ず保育者がつく	・水を怖がらせない。状況によってはおぼれるという話しをする ・水遊びのルールを伝える ・用具そのものが危険なので、保育者がしっかりとつく

虐待への対応

虐待の保育現場における早期発見は、登園時や保育活動中のあらゆる機会に可能であるので、子どもの心身の状態や家庭の態度などに十分に注意して観察や情報の収集に努める。虐待が疑われる場合には、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。この場合、一人の保育士や園単独で対応することが困難なこともあり、嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市子ども育成課、子ども相談室、子ども家庭支援センターなど、要保護児童対策に関わる機関との連携、協力のもとに取り組むようにする。

家庭、地域との連携

園における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておく。また、保護者がこれらの情報を保育所に伝えるように協力を求める。園は、日常、地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるように努める。また、保育士は、保護者に対して、子どもを対象とした地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努める。

＊毎月保健だよりを発行する

＊懇談会に出席して「子どもの健康」について話し合う

＊個々の健康状態を知らせる

＊予防接種の指導の確認をする

＊健康相談、個人面談を随時行う（子どもと保護者へ）

＊健康に関する学習会なども開く。また保健指導の参観または参加。

＊地域に関しても育児相談などをしていく。

（２）職員の健康管理

＊職員の健康維持、増進をはかり、病気の予防、早期発見、治療につとめる。

＊定期的に健康診断を実施する。

＊健康の保持については各個人の自覚が大切であるがそれとともに適切なアドバイスをしていく。

＊職員の健康に関する学習会等を開いていく。

（健康診断）

内　　容：既往歴・自覚他覚症状・身長・体重・腹囲・視力・胸部Ｘ線・血圧・尿検査・貧血・肝機能
血中脂質・血糖値・心電図
職業病（腰痛症、頸腕症）の早期発見、予防観点から体力検査など必要に応じて行う

生活習慣病：３５歳以上職員及び節目検診者を対象に行う

（細菌検査）

食品衛生管理者（調理員　乳児保育者）及び管理職　看護師を対象に行う（月１回）

内容：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157

（衛生委員会）

衛生管理者（看護師）を中心に職員で委員を選出し、毎月委員会を開催していく。またストレスチェックを行い、必要に応じ産業医の面談を促す。

＜保健年間計画＞

月	目標	保健行事	保健指導	留意点
4 ・ 5	園の生活に慣れる 薄着で過ごす(年間通して) 戸外で充分に遊ぶ	進級児内科検診 手洗い指導（幼児）	生活リズムをつけていく（食事休養） 環境の変化による疲れからくる疾病予防について 伝染病の罹患に対する注意について 衣服・下着について 安全教育（服装・靴・清潔） 交通事故防止について	・新入園児の既往歴、体質偏食等の状況把握 ・健康状況、発達の把握
6	梅雨時の健康管理 清潔に心掛ける 虫歯を予防する	歯科保健教室 全園児歯科検診 全園児内科検診 尿検査	歯の健康について 梅雨期の健康について（食中毒予防） 夏の健康について	・手洗いの仕方 ・爪、頭髪の清潔 ・歯磨き
7 ・ 8	水遊びを楽しむ 暑さに負けず元気に遊ぶ 身体を鍛える	視聴覚検査 予防接種状況調査 （新入園児） 水質検査 （塩素濃度）	水遊びの効果と注意について プールについて（プール遊びの配慮） 活動と休息 夏の疾病予防（夏季熱と疾患の判断） 水分の大切さ 虫刺されに注意（汗疹予防） とびひの対処法について 冷房使用の注意について 生活リズムについて	・プール衛生管理 ・外気温の差から体温上昇と水分補給に配慮
9	生活リズムを整える 病気や怪我に気をつける	9/9 救急の日 全園児内科健診	生活リズムを取り戻す 睡眠と栄養について 怪我の応急手当	・体重減少、食欲不振、その他健康状態の把握
10	身体を鍛える 薄着に慣れさせていく 目を大切にする 良く噛んで何でも食べる	全園児歯科健診 10/10 目の愛護デー	目の話、目を大切に（目の愛護デー） 薄着について 風邪の予防・インフルエンザについて 歯科検診について 良い靴の選び方	・薄着・戸外遊びにより皮膚、粘膜を鍛錬する ・目と歯の健康
11	寒さに負けない体をつくる	歯のブラッシング指導 手洗い指導	風邪の予防 歯科検診結果と状況について 手洗いとうがいの効果について 薄着について	・鼻のかみ方 ・咳の仕方 ・歯磨き再指導
12・	寒さに負けず元気に遊ぶ 風邪とインフルエンザの予防（手洗い・うがいを促す）	視力測定 （3・4・5 歳）	風邪・インフルエンザの予防 冬の健康について 肌のトラブルについて 冬の事故（やけど等）について	・冬期下痢症と感冒合併に注意 ・部屋の温度、換気に配慮
1 ・ 2	生活リズムを整える 寒さに負けず元気に遊ぶ	予防接種状況把握	病気についての知識（風邪予防・薬） 伝染性疾患について 戸外遊びの必要性について 皮膚の清潔、ひび、しもやけ予防	・集団風邪症状の早期発見 ・気温差、運動量に応じて衣服の調整 ・手洗い後はきちんと拭く
3	寒さに負けず元気に遊ぶ 耳を大切に 成長の喜びを知る	3/3 耳の日 新入園児健康診断	耳の日　からだに関心を持つ 健康指導 （感染症について・頭シラミ 薬の持参について）	・個々の発育状態 ・生活習慣の再確認

＜保健年齢別計画＞

	Ⅰ期（4・5・6）	Ⅱ期（7・8・9）	Ⅲ期（10・11・12）	Ⅳ期（1・2・3）
目標	・新しい環境に慣れる ・生活リズムを作る ・戸外で元気に遊ぶ ・梅雨時の衛生に気をつける ・歯を大切にする	・夏を元気に過ごす ・暑さに負けないからだをつくる ・体力回復に努め、生活リズムを整える ・病気や怪我に気をつける	・戸外遊びを楽しみ、体力増進を図る ・寒さに負けない体をつくる ・風邪予防に努める ・風邪流行時の過ごし方を知らせる	・生活リズムを整える ・寒さに負けず元気に過ごす ・風邪の合併症に注意する ・怪我に注意し室内遊びを楽しむ ・感染症の流行に気をつける
全園児	・子どもの健康、年齢別発達特性と、親としての関わり方を伝える。 ・内科検診、歯科検診、蟯虫検査、身体測定の結果から、治療のすすめや生活のアドバイスをする ・予防接種と接種前後の健康把握 ・食中毒に注意する ・便の性状、一般状態の観察と、的確な消毒を行なう	・皮膚の健康状態を観察する ・水遊び、プール時の衛生管理、健康管理、事故に注意する ・食欲の減退や体力低下に注意し、睡眠、栄養を十分にるとともに、換気、温度差に注意する ・外出時は着帽し、熱射病、又夏期熱の予防を心がける	・年齢と運動機能発達及び個人差、体温、生活リズムを把握し体力づくりを促しながら常に事故防止を心がける ・室内の温度や換気に気を配り、衣類調節を適切にし、うがい、手洗いの習慣を身に付けさせていく ・風邪予防のため人ごみは避け、食事、睡眠、入浴等、留意点を伝えていく。 ・暖房使用時の諸注意、火傷事故への注意	・生活リズムを見直し、風邪や嘔吐下痢症など感染が多くなるので、早期発見、適切な対応をする。 ・室内遊びが多くなるので環境整備に気を配る。 ・進級に向けて、体質、注意点、予防接種状況を確認する。 ・新入園児検診を円滑に行なう。
おおむね一歳三か月未満	・集団生活での留意点を知らせ、保護者とのコミュニケーションをとる。 ・個々の健康、発達、状況を把握する。 ・環境変化による体質の変化に注意する。 ・温度、湿度の差から、衣類の調節、更衣、また換気に気をつける。	・汗疹、おむつかぶれ、虫さされに気をつけ、沐浴、清拭、更衣、換気に気をつける。 ・水遊び中は滑らないように、安全に配慮する ・水分摂取量の確認と補給 ・室温や外気温との関係を考慮しながら発汗も体験できる環境設定をする	・衣類は、生理機能など交えて知らせ、十分なハイハイや、歩行などをうながせるようなものにする。又、外出時と室内時、安静時と活動時の衣類調整をし、動きが制限されないような配慮をする。 ・下痢発生時、手洗い、消毒、水分補給、食事についての栄養士との連絡や、保温、休息、清潔に配慮する。	・子どもの生活リズムを理解してもらえるように、親に伝える。 ・アトピー性皮膚炎等の乾燥による痒みに注意する。 ・外気の乾燥に注意し、外出は適度にし、室内の湿度も適度に保ち、気管支の保護に努める。
おおむね一歳三か月～二歳	・進級時、入園児の状況に留意する。 ・けがや事故に注意する （肘の脱臼　転倒） ・感染症時の過ごし方を親に知らせる ・身体の異常が示せるように接する ・汗をかいたら気がつき、脱げるように声かけしていく	・プール遊び健康チェックの家庭指導と、水いぼ、湿疹、下痢等健康状態を細かく把握する ・虫刺され後の手入れと処置、爪切りの励行 ・戸外に出る時に帽子をかぶり、地面からの放射熱にも留意 ・活動量は増加するが、体の成長バランスが不調和なので転倒、怪我に配慮する。	・活動しやすい衣類、靴で充分活動させる。 ・発汗時には暑いことに気付かせる ・アトピー児、喘息児の体調変化に注意する。 ・興味で行動するので、火傷等の室内事故に注意する。 ・手洗いをしっかりとさせ、うがいをうながす。	・よく食べよく寝る児は病気が重くならないことを伝えていく ・ひび、しもやけの予防を伝える ・皮膚の抵抗力をつけるためにも、戸外遊びをすすめる ・感染症にかかった時の過ごし方を伝える。
おおむね三歳～六歳	・進級時の心身の訴えに配慮する ・事故や園外への飛び出しに注意 ・手洗いの必要性や、実際を確認する。 ・発汗時の更衣の声かけ ・歯磨きの実態を把握し、虫歯予防デーの話等、予防の必要性を知らせる。	・プール遊びのチェックで排便、爪切り等自分でも気にかけるよう声をかける ・暑さを楽しめるように活動と休息のバランスを配慮 ・とびひの予防を心がけ、虫刺され跡等かきこわさないことや、自分で気がついて薬を塗ってもらえるようにする。 ・発汗時の更衣や、帽子をかぶることに気がつくようにする。 ・冷たい食品を取り過ぎず、夏野菜を中心にバランスの良い食事がとれるようにする。	・歯科指導を通して、磨き方や虫歯予防について知る。 ・発汗時には、衣類の着脱ができるようにする ・精神的な訴えに留意する ・年末年始を楽しみながらも生活リズムを大切にし、室内事故に注意していく ・ガラガラうがいとブクブクうがいの違いがわかり、風邪予防のために、外出後、自ら行なえる。	・中耳炎、喘息など体質や生活をとらえ検討する。 ・ひび、しもやけのできた子へ、手洗い後よく拭くことやクリームつけをすすめる。 ・屋外でも充分に遊び、体温調整能力を高め、気管等も強くする。 ・進級に向けて、歯科、視力、個々児の持っている問題をチェックし、対応する ・成長を喜ぶ

給　食

給食目標

1．心身ともに健康な体の土台作りをする。
2．食べ物に興味を持ち、楽しく意欲的に食べられる環境を作る。
3．望ましい食習慣を身に付ける。

（1） 給食方針

① 数多くの食品を提供し、味覚形成と偏食防止に努める。
② 食品の持ち味を大切にし、塩味、甘味を控え、薄味を心がけ、生活習慣病予備軍を作らないようにする。
③ 食材は農薬や添加物を避け、可能な限り安全性の高いものを使用する。
④ よくかんで食べるものを取り入れる。
⑤ 食物アレルギーに配慮する。
⑥ 昼食は、米飯を主食とする和風のバランスのとれた献立内容とする。
⑦ 発達に合った調理形態にする。
⑧ 意欲的に食べられるように、献立や盛り付けを工夫し、年齢に合った食器で提供する。
⑨ 旬の素材を使用し、季節に合った献立と調理法を取り入れる。
⑩ クラス配膳や調理保育を通して楽しく食べられる雰囲気を作る。
⑪ 園の行事に合わせて行事食を取り入れる。
⑫ 食器やスプーンやフォークや箸の持ち方、姿勢など、食事のマナーを身につけられるようにする。
⑬ 主食・主菜・副菜・汁物の種々の食品をバランスよく食べられるようにする。
⑭ 適温給食を心がける。
⑮ 保育参加や懇談会で保護者に給食を試食して頂き、園の給食を紹介する。
⑯ 家庭での食事作りの参考に、毎日、給食のサンプルを展示し、月初めには献立表を配布する。
⑰ 食物アレルギーを持つ子どもの保護者と面談し、食事の勧め方について確認する。看護師やクラス担任と連携しながら進める。

（2） 年間計画

	Ⅰ期 （4・5 月）	Ⅱ期 （6・7・8 月）	Ⅲ期（9・10・11・12月）	Ⅳ期 （1・2・3 月）
行事	・ 草もち作り ・ こどもの日のお祝い	・ 七夕のつどい ・ 夏祭り ・ 梅干作り	・ 祖父母ふれあいデー ・ 十五夜 ・ 運動会 ・ 魚の会 ・ 芋ほり ・ 焼き芋 ・ 芋煮会 ・ おにぎりの会 ・ 冬至 ・ 鏡餅作り	・ 七草粥 ・ 鏡開き ・ どんど焼き ・ 冬祭り ・ 節分 ・ 味噌作り ・ 桃の節句 ・ 卒園式
献立配慮	・ 新しい集団のスタート。年度初めということで、今まで食べなれたもの、食べやすいものを献立に取り入れる。 ・ 園生活に慣れてきたら、献立の幅を広げる ・ 春野菜を取り入れる。	・ 食中毒の発生しやすい時期なので、食品衛生に注意する。 ・ 暑い時期になると食欲が落ちてくるので、水分を十分に補給し、さっぱりとしたもの食べやすいものを献立に取り入れる。 ・ 夏野菜を多く取り入れる。	・ 前半は暑さが残るので、食べやすい献立にする。 ・ 運動量が増え、食欲旺盛になる時期なので、料理の幅を広げ、量も増やしていく。 ・ ノロウイルス等の食中毒の発生しやすい時期なので食品衛生に注意する。 ・ 収穫の秋、旬の食材を使用し、素材を生かした素朴な調理法を心がける。	・ 温かく、ボリュームのあるものをしっかりと食べ、風邪予防をする。 ・ 行事などを通して、伝統料理を取り入れる。 ・ 根菜類を多くとれるように献立を工夫する。 ・ 食品や料理の種類、全体量を増やす。 ・ 引き続き、ノロウイルス食中毒に注意していく。

（3） 年齢別給食指導計画

おおむね６ヶ月未満児給食指導計画

ねらい

〇お腹がすき、乳を飲みたい時、飲みたいだけゆったりと飲む。

〇安定した人間関係の中で、乳を吸い、心地よい生活を送る。

子どもの姿

〇よく遊びよく眠る。

〇お腹がすいたら泣く。

〇保育士にゆったりと抱かれて乳を飲む。

〇授乳してくれる人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮する。

〇お腹がすき泣くことが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえ、食欲を育むように配慮する。

〇食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳中のかかわりが、子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮する。

家庭

〇一人一人の子どもの発育・発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮する。

栄養調理上の配慮

〇母乳育児を希望する保護者のために冷凍母乳による栄養法などの配慮を行う。冷凍母乳による授乳を行うときは、十分に清潔で衛生的な処置をする。

おおむね６ヶ月～１歳３ヶ月未満児給食指導計画

ねらい

〇お腹がすき、乳を吸い、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。

〇いろいろな食べ物を見る、触る、味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。

子どもの姿

〇よく遊び、よく眠り、満足するまで乳を吸う。

〇お腹がすいたら、泣く、または喃語によって乳や食べ物を催促する。

〇いろいろな食べ物に関心を持ち、自分で進んで食べ物を持って食べようとする。

〇ゆったりとした、雰囲気の中で食べさせてくれる人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮する。

〇お腹がすき、乳や食べ物を催促することが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえいろいろな食べ物に接して楽しむ機会を持ち、食欲を育むよう配慮すること。

〇食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳及び、食事でのかかわりが子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮する。

家庭

〇一人一人の子どもの発育、発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら個人差に配慮する。

栄養調理上の配慮

〇子どもの咀嚼や、嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮する。

〇離乳食は食品の使い方、献立の広げ方、調理形態、調理法、食べられる量などを考え、期別に分けてつくる。

〇離乳を開始して１ヶ月過ぎた頃（生後６～７ヶ月）から、穀類、たんぱく質性食品、野菜の献立を用意する。

〇離乳食は煮たものが中心となる。それぞれの持つ味を生かしながら、薄味でおいしく調理する。

おおむね１歳３ヶ月～２歳未満児給食指導計画

ねらい

○お腹がすき食事を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。
○いろいろな食べものを見る、触る、かんで味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。

子どもの姿

○よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。
○いろいろな食べものに関心を持ち、手づかみ、またはスプーン、フォークなどを使って自分から意欲的に食べようとする。
○食事の前後や汚れたときは顔や手を拭き、きれいになった快さを感じる。
○楽しい雰囲気の中で一緒に食べる人に関心を持つ。

保育士の配慮

○一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮する。
○子どもが食べものに興味を持って自ら意欲的に食べようとする姿を受けとめ、自立心の芽生えを尊重する。
○食事のときには一緒にかむまねをして見せたりして、かむことの大切さが身に付くように配慮する。また少しずついろいろな食べものに接することができるよう配慮する。
○清潔の習慣については子どもの食べる意欲を損なわぬよう一人一人の状態に応じてかかわる。

栄養調理上の配慮

○子どもの咀嚼、嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮する。
○おひつ、お鍋、キャセロール等を使用し適温で給食が食べられるように配慮する。
○食品の持ち味を大切にし、調理する。
○アレルギー食に配慮する。
○旬の素材を使用し、季節に合った献立を取り入れていく。

おおむね２歳児給食指導計画

ねらい

○いろいろな種類のたべものや料理を味わう。
○食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つ。
○保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を進め、一緒に食べる楽しさを味わう。

子どもの姿

○食べものに関心を持ち、自分で進んでスプーンなどの食具を使って食べようとする。
○いろいろな食べものを進んで食べる。
○保育士の手助けによって、うがい、手洗いなどの身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。
○保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を勧めることの喜びを味わう。
○楽しい雰囲気の中で一緒に食べる人、調理する人に関心を持つ。

保育士の配慮

○一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮すること。
○食べものに興味を持ち、自主的に食べようとする姿を尊重すること。またいろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。
○友達や大人とテーブルを囲んで食事をすすめる雰囲気づくりに配慮すること、また楽しい食事のすすめ方を気付かせていく。

栄養調理上の配慮

○食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮する。
○おひつ、お鍋、バット、キャセロールなどを使用し適温で給食が食べられるように配慮する。
○食品の持ち味を大切にし、調理する。
○アレルギー食に配慮する。
○旬の素材を使用し、季節に合った献立を取り入れていく。

おおむね３歳以上児給食指導計画

ねらい

○出来るだけ多くの種類の食べものや料理を味わう。

○自分の体に必要な食品の種類や働きに気づき、栄養バランスを考慮した食事をとろうとする。
○健康、安全などの食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。

子どもの姿

○好きな食べものをおいしく食べる。
○様々な食べものを進んで食べる。
○慣れない食べものや嫌いな食べものにも触れていく。
○自分の健康に関心を持ち必要な食品を進んでとろうとする。
○健康と食べものの関係について関心を持つ。健康な生活リズムを身につける。
○うがい手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。
○園生活の中での食事の仕方を知り、自分たちで場を整える。

保育士の配慮

○食事と心身の健康とが密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士や他の子どもとの暖かな触れ合いの中で楽しい食事をすることが、しなやかな心と体の発達を促すよう配慮すること
○食欲が調理法の工夫だけでなく、生活全体の充実によって増進されることを踏まえ、食事はもちろんのこと、子どもが遊びや睡眠、排泄などの諸活動をバランスよく展開し、食欲を育むよう配慮する。
○健康と食べものの関係について関心を促すにあたっては、子どもの興味、関心を踏まえ、全職員が連携のもと、子どもの発達に応じた内容に配慮する。
○食習慣の形成にあたっては、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもとかかわりながら、主体的な活動を展開する中で、食生活に必要な習慣を身につけるよう配慮する。

栄養調理上の配慮

○当番活動により食前（盛り付け・配膳）の用意、食後の片付けなどを行うようになるので、当番活動を楽しみながらスムーズにできるように、盛り付けやすい調理器具などをそろえる。
○日本の食文化との出会いを大切にした給食を、毎日の園生活の中で繰り返していけるよう、子どもたちの栽培活動、食農の取り組み（梅干作り、焼き魚の会、芋煮会、味噌作り）と合わせ配慮していく。

（4）災害時の非常食料の備蓄

・「(全園児数＋全職員数) ×３食×３日分」の食料を最低でも備蓄する。また中長期の避難に対応できるような食料も備蓄できるようにしていく
・備蓄食料の保存年限を確認し、入れ替えを行う

（5）衛生管理

＊食中毒の発生防止を図るため、調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守する。
＊本格的な食中毒シーズンを迎える前には、調理一斉衛生点検を実施する。
＊集団給食衛生管理者に対し、食品の衛生管理に関する研修を徹底する。
＊家庭に対して食中毒の発生防止に資する情報を提供する。

（6）食物アレルギー、その他の個別対応

食物アレルギー児に対しては、診断書を持参してもらい、対応基準に沿って、保護者と充分話し合い協力しあいながら対応していく。その他、肥満あるいは障害がある子への個別の対応もできる範囲で行っていく。

アレルギー等個別配慮が必要な場合は、個人の食札を利用して誤食のないようにする。除去が必要な場合は、代替食を用意していく。

食材や献立変更は、ホワイトボードを利用して周知できるようにする。

（7）家庭との連絡

①父母への働きかけとして随時、栄養メモ、料理紹介等の給食だよりを毎月発する。

②必要に応じて懇談会に調理からも出席する。

③当日の給食を展示するなど、保護者への情報提供を行う。

（8）会議

①給食室会議

・各クラスの喫食状況表をもとに献立内容を検討する。

・離乳食やアレルギー食の進行状況を随時確認する。

・契約栽培の畑の状況を確認する。

・衛生面について徹底した確認を行なう。

②給食に関する会議

・毎月の乳児会議、幼児会議において、子どもの食事状況について確認し、給食担当者と連絡調整をする。

・毎月の責任者会議において、給食の状況を確認、情報の共有と理解に努める。

・毎月の全体会議（職員会議・保育会議）で給食に関する園全体の確認を行う。

（9）調理保育

園生活の中で食に親しむため、以下の調理保育を行う（この他、季節毎の収穫に応じて工夫して行う）

月	2歳	3歳	4歳	5歳
5		草もちづくり	草もちづくり	草もちづくり
6		梅干しづくり	梅干しづくり	梅干しづくり
9	月見団子づくり	月見団子づくり	カレーづくり 月見団子づくり	月見団子づくり
10	魚の会（サンマ焼き）	魚の会（サンマ焼き）	魚の会（サンマ焼き）	魚の会（サンマ焼き）
11	芋煮会・焼き芋	芋煮会・焼き芋	芋煮会・焼き芋	芋煮会・焼き芋
12	カボチャ料理	おにぎりの会 たくあんづくり カボチャ料理 鏡餅づくり	おにぎりの会 たくあんづくり カボチャ料理 鏡餅づくり	おにぎりの会 たくあんづくり カボチャ料理 鏡餅づくり
1	魚の会（三平汁）	魚の会（三平汁）	魚の会（三平汁）	魚の会（三平汁）
2			味噌づくり	
3				カレーづくり

安全管理

（1）消防計画に基づき防火管理責任組織をつくり防火体制を整える。

（2）消防計画に基づき自衛消防隊を組織し防災体制を整える。本園と分園との連携を重視する。

（3）日々の防犯・火災予防には、その日の延長番または最後に残った者が責任を持つ。

（4）防災設備の点検委託

社団法人　東京消防設備保守協会に委託し、年2回（内、消防署への届出1回）を実施する。

（5）災害対策

消火・避難誘導訓練　月1回（防災その他を含む）　総合訓練　年2回（7月、9月）　防災訓練　年3回

（6）年間防災（消火・避難誘導）訓練計画

月	種別	内容		留意点
		本園	分園	
4	避難・消火訓練	職員休憩室より出火 消火活動 避難誘導活動	脱衣洗面所より出火 消火活動 避難誘導活動	進級児・新入園児とも新しい環境の中、落ち着いて避難誘導させる 消火器集中・初期消火活動を行なう
5	避難・消火訓練	調理室より出火 消火活動 避難誘導活動	キッチンより出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞き、安全な経路ですみやかに避難誘導する 消火器集中・初期消火活動を行なう
6	防災訓練	地震の想定 消火活動 避難誘導活動	地震の想定 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞き、落ち着いて安全防護の措置をとらせる 消火器集中・初期消火活動を行なう
7	総合訓練 【本園・分園合同訓練】	地震による火災発生 調理室より出火 通報訓練 避難・消火訓練	地震による火災発生 キッチンより出火 通報訓練 避難・消火訓練	非常放送（本園）、職員の話を良く聞き安全な経路ですみやかに避難誘導する。消防署に防災教育を依頼（花火の危険性など） 消火器集中・初期消火活動を行なう
8	避難・消火訓練	ゴミ置き場より出火 消火活動 避難誘導活動	ゴミ置き場より出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導させる 消火器集中・初期消火活動を行なう
9	防災訓練	地震による火災発生 休憩室より出火 消火活動 避難誘導活動	地震による火災発生 キッチンより出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導させる 消火器集中・初期消火活動を行なう
１０	避難・消火訓練 【本園・分園合同訓練】	分園２階住宅より出火 消火活動 避難誘導活動 分園へ応援	２階住宅より出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導をさせる 消火器集中・初期消火活動を行なう 本園から分園へ避難消火活動応援
１１	総合訓練	地震による火災発生 通報訓練 消火活動 避難誘導活動	地震による火災発生 通報訓練 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導をさせる 消火器集中・初期消火活動を行なう
１２	避難・消火訓練	調理室より出火 消火活動 避難誘導活動	キッチンより出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導をさせる 消火器集中・初期消火活動を行なう
1	防災訓練	地震の想定 消火活動 避難誘導活動	地震の想定 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導をさせる 消火器集中・初期消火活動を行なう
2	避難・消火訓練	園庭南側倉庫より出火 消火活動 避難誘導活動	２歳児室収納より出火 消火活動 避難誘導活動	非常放送（本園）、職員の話を良く聞いて安全な経路で避難誘導をさせる 消火器集中・初期消火活動を行なう
3	避難・消火訓練 【本園・分園合同訓練】	地震後警戒宣言発令 消火活動 避難誘導活動	地震後警戒宣言発令 消火活動 避難誘導活動	安全に留意し、避難場所まで誘導し、その後第一避難場所まで避難 消火器集中・初期消火活動を行なう

※ 原則として、訓練日は第２金曜日、引渡し訓練は９月２日に実施する

（7）不審者訓練計画

月	発生時刻	侵入場所	避難場所	ねらい
4月	９：３０	玄関	乳児・一時　各クラス さくら・けやき　ホール いちょう　保育室 分園　保育室	・不審者の合言葉を確認する。 ・保育者の指示に従い避難の方法を知る。
5月	１０：００	園外・散歩先	近くで安全な場所 帰園	・市より連絡を受けた不審者情報に基づき、連絡、帰園方法の確認。 ・本園・分園合同。
6月	１０：００	テラス	乳児・一時　各クラス さくら・けやき　玄関 いちょう　玄関 分園　風呂場	・不審者の合言葉を確認する。 ・いちょう南側テラスから侵入した際の避難場所、連絡方法の確認。
7月	土曜 9:00	事務室	０歳　保育室 １～5 歳児　ぺんぎん保育室	・保育者の指示に従い避難の方法を知る。
8月	８：００	玄関	乳児　乳児テラス 幼児　ホール 分園　風呂場	・幼児早番の職員の指示に従い慌てずに避難する。
9月	１８：１５	庭	乳児　ぺんぎん保育室 幼児　玄関 分園　はと保育室	・延長番職員の指示に従い慌てずに避難する。
10 月	１０：００	園外・散歩先	近くで安全な場所	・園外保育中に交通事故に遭遇した際の連絡、避難方法について検討する。本園・分園合同。
11 月	９：４５	ホール	乳児・一時　各クラス さくら・けやき　玄関 いちょう　保育室 分園　保育室	・ホールから侵入した際の避難場所、連絡方法の確認。 ・本園・分園合同。
12 月	７：３０	庭	乳児　ぺんぎん保育室 幼児　玄関	・乳児早番の職員の指示に従い慌てずに避難する。
1月	１７：３０	玄関	乳児　ぺんぎん保育室 幼児　ホール 分園　風呂場	・夕方中遅番の職員の指示に従い慌てずに避難する。
2月	午前	庭から玄関	乳児・一時　各クラス さくら・けやき　ホール いちょう　保育室 分園　保育室	・非常ベルの音を聞き保育者の指示に従い静かに非難する。
3月	午後	本園・調理室入口 分園・風呂場	乳児・一時　各クラス さくら・けやき　ホール いちょう　庭 分園　庭	・調理室職員の指示に従い避難の方法を知る。 ・年長児は一人で行動する際の注意点を知る。

☆2 月、3 月は時間を指定せず、突発で行なう（月当番、事務所で時間を決定する）
☆6 月はプール活動と関連付けて行なう

職員研修計画

（1） 園内研修

子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、職員の自己評価に基づく課題を踏まえ、園内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努める。

職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関等、様々な人や場との関わりの中で共に学びあう環境を醸成していくことにより、園の活性化を図る。

・職員アンケート等も参考にしながら、園内研修係が中心となり保育主任、副主任とも相談しながら研修内容を立案し、園長の承認のもと実施する。
・外部講師を招いての学習を参考にしながら、園の職員全体の共通理解を高めていく。
・「遠野のわらべうた」の学習会を行い、子育てへの知見を深め、子どもたちへより良いものを伝えていく。
・「救命技能講習」「防犯研修計画」を計画的かつ具体的に訓練できるようにする。

①新任研修	園の保育目標、方針を理解し行動できる保育士を養成する。
②園内研修	職員間のコミュニケーションの活発化、知識・情報の共有化
③園内保育内容検討	互いの保育を見合い、保育内容の細部について考えや意見を話し合う
④手厚い保育研究会	臨床心理士に様子を見て頂き、助言を頂く中で職員の共通理解を深める。

（2） 園外研修

①園長・主任研修	マネジメント能力の向上等、知識・情報の共有化
②視察研修	異年齢保育・育児担当制・一時保育等の先進園実践に学ぶ 自己の保育検証
③ケア担交流実習の参加・受け入れ	研修会年２回の参加
④キャリアアップ研修	ガイドラインに沿った専門分野研修（６分野）、マネジメント、保育実践を計画的に受けていく。

《主な外部研修》

①東村山市保育園連絡協議会企画の研修会

講演会 年２回 調理研修 年１回 保育フェスタ 11 月

②全国・東京都社会福祉協議会及び保育士会主催の研修会への参加

東京都保育研究大会 保育セミナー 労基法研修会 全国保育大会 他随時

③月例会（保健部会 給食研究会 給食担当者講習会等）

④東京都民間保育園協会主催の研究会への参加

全国私立保育園連盟全国大会 関東ブロック保育研究大会 他随時

⑤日本健康体育協会主催の研修会参加

⑥東村山市主催の研修会参加

心身障害児地域ケア担当者会議 主任研修 調理研修 他随時

⑦多摩小平保健所主催の研修会参加

保健・栄養に関する各種研修会

⑧日本保育園保健協議会への参加

⑨子どもの文化学校連続講座参加

⑩保育創造セミナーへの参加

⑪遠野わらべうた研修への参加

＊尚、不足の部分に対しては園長が決定する。

園児編成・職員体制

（1）園児編成

ア．本園クラス編成

クラス名	年　齢	担任配置	園　児　数	備　考
ひよこ	0歳	3名	8名	
ぺんぎん	1歳	3名	13名	
はと	2歳	3名	16名	
いちょう	3・4・5歳	2名	3歳： 9名　4歳： 9名　5歳： 8名　26名	
さくら	3・4・5歳	2名	3歳： 8名　4歳：9名　5歳： 10名　27名	
けやき	3・4・5歳	2名	3歳： 9名　4歳： 9名　5歳： 9名　27名	
合　計		15名	117名	

イ．分園クラス編成

クラス名	年　齢	保育士数	園　児　数	備　考
ひよこ	0歳	1名	3名	
ぺんぎん	1歳	2名	8名	
はと	2歳	2名	9名	
合　計		5名	20名	

（2）職員体制

園　　長　　統 括 主 任
事 務 長　　副 主 任
主　　任　　副 主 任
保健責任者　　調理責任者

＜クラス保育士＞

ひ よ こ（0歳児）3名
ぺんぎん（1歳児）3名
は　　と（2歳児）3名
いちょう（3・4・5歳児）2名
さ く ら（3・4・5歳児）2名
け や き（3・4・5歳児）2名
あ ひ る（一時保育）2名
分園ひ よ こ（0歳児）1名
分園ぺんぎん（1歳児）2名
分園は　　と（2歳児）2名
フリー

＜給食調理＞

栄養士　　【本園】☆2名・1名（育児休業中）
　　【分園】☆1名

＜保健＞

看護師　　☆1名・1名（分園：嘱託）

＜パート保育士・保育補助＞　　◎分園担当者も含む。下線がある職員が保育補助職員

乳児充実　　7名
障害児保育・幼児充実　　7名
一時保育　　1名
早朝保育・延長番保障　　4名
延長保育・早番保障　　3名
　　分園　1名（乳児充実）

＜給食パート＞　　3名

行事・会議・研究会等

（1）月例行事

健康体育（2～5 歳児）・ポニー体験（全園児）・お茶のおけいこ（5 歳児）・お絵描（4・5 歳児）
避難・消火訓練　防犯訓練

（2）保護者との連携・情報発信

保育への理解と協力の促進
入 園 説 明 会 …　3月下旬
家　庭　訪　問 …　必要に応じて
ク ラ ス 懇 談 会 …　年3回（幼児クラスは、1 回は年齢別懇談会）
個　人　面　談 …　必要に応じて随時
ク ラ ス だ よ り …　年 12 回発行
園　だ　よ　り …　年 12 回発行
広　　報　　誌 …　そよかぜ通信：年 12 回発行
保健・給食だより …　年 12 回発行
卒園文集「八国山」 …　第 8 号（通算 23 号）
保育参加・親のための保育実習　随時

（3）会議・研究会・委員会・係

朝　　礼	日1回
昼　　礼	日1回
職　員　会　議	月1回
保　育　会　議	月1回
責 任 者 会 議	月2回
乳　児　会　議	月1回
幼　児　会　議	月4回
給　食　会　議	月1回
パ ー ト 会 議	年3回
クラス・部署会議	月1回
年間保育計画会議	年1回
半期保育反省会議	年1回
年間保育反省会議	年1回

研　　究　　会	月1回
学　　習　　会	年2回

＊その他必要に応じて随時行う。

研 修 委 員 会	月1回
地域対策委員会	月1回
環境飼育委員会	月1回
親　睦　会　係	随時
保育フェスタ係	月1回（12 月迄）
ケ　ア　担　係	月1回
父　母　会　係	月1回
文　　集　　係	随時
夏祭り実行委員会	行事前
運　　動　　会	行事前
冬祭り実行委員会	行事前
卒　園　式　係	行事前

2019 年度行事計画

月	日	曜日	一般行事など	農事・伝統行事	保健行事	地域行事	備考
4	12	金	健康体育	※籾選別、種籾	進級児健診		
	12	金	避難訓練	※春田起こし（2回）			
	18	木	マルトンさん	※よもぎ摘み			
	23	火	健康体育				5歳児お泊まり説明会
	26	金		草もち作り			25日（木）18’～19’
5	7	火	健康体育				
	11	土	親子ふれあいデー	※グリンピース、スナックエンドウ、そら豆収穫			クラス懇談会
	17	金	避難訓練	※田起こし		下旬	（日程は別紙参照）
	18	土		※田植え（3～5歳児）			えんどう豆収穫体験
	21	火	健康体育	※夏野菜植え付け			
	23	木	マルトンさん	※サツマイモつるさし ※歯科検診		北山菖蒲祭	
6	4	火	健康体育				
	7	金	きりん、お泊まり保育	※梅の実もぎ			
	8	土	↓	※梅干し作り			
	11	火			幼児健康診断		
	14	金	避難訓練	※里芋植え付け			
	15	土	年間計画会議				
	18	火	健康体育				
	20	木	マルトンさん				
	22	土					じゃがいも収穫体験
	24	月	プール開き				
7	2	火	健康体育	※七夕			職員健康診断
	13	土	なつまつり	※笹焼き			
	16	火	健康体育		保健指導		
	19	金	避難訓練				4歳児お泊まり説明会
	25	木	マルトンさん				19日（金）18’～19’
8	6	火	健康体育				
	15	木	マルトンさん				
	16	金	避難訓練				
	20	火	健康体育				
	23	金	丸木美術館（5歳児）				
9	2	月	引き取り訓練	※秋野菜植え付け		諏訪神社秋祭り	
	3	火	健康体育	※プール納め	中旬		
	6	金	うさぎ、お泊まり保育				
	7	土	↓				
	13	金	祖父母ふれあいデー				
	17	火	健康体育	※稲刈り 中旬	幼児健康診断		
	19	木	マルトンさん	※十五夜			
	27	金	避難訓練				

※この他に月1回のポニーとの交流（全年齢）、お茶のお稽古（5歳児）を予定しております。

※やむを得ず行事日程を変更する場合、未定の行事については、「そよかぜ」などで速やかにご連絡いたします。
特に能・伝統行事については、天候や気温などによって左右されますので、ご了承ください。

※載せていない健診、計測については「保健だより」などで事前にお知らせいたします。

月	日	曜日	一般行事など	農事・伝統行事	保健行事	地域行事	備考
10	6	土	運動会（予備日8日）				
	10	水	避難訓練	※一三夜			
	12	金		サツマイモ掘り	※歯科指導（中旬）		
	16	火	健康体育	※土器づくり（中旬）			
	18	木	マルトンさん				
	19	金		焼き芋			サツマイモ収穫体験
	23	火	魚の会（さんま焼き）				20日（土））
	26	金	交通安全教室				
11	6	火	健康体育	※籾すり、脱穀（上旬）			クラス懇談会（乳）
	8	木	おにぎりの会	※里芋掘り			年齢別懇談会（幼）
	9	金	避難訓練				日程は別紙参照）
	10	土					里芋収穫体験
	15	木	マルトンさん				
	16	金	きりん山登り（予備日21日）				
	20	火	健康体育		※保健指導		
	22	木		収穫祭	冬の健康）		
	27	火		芋煮会			
12	4	火	健康体育				
	8	土	きらきらの会	※大根抜き（中旬）			
	13	木	マルトンさん	※たくあん作り			
	14	金	避難訓練	※冬至のかぼちゃ料理			
	18	火	健康体育				
	26	水		鏡餅作り			
	28	金	保育納め	門松たて			
1	4	金	保育始め			水天宮縁日	
	7	月	鏡開き	鏡開き、七草粥		※正福寺消防演習	
	11	金		どんど焼き			
	12	土	冬まつり				
	15	火	健康体育				
	17	木	マルトンさん				
	18	金	避難訓練				
	24	木	魚の会（ﾆ平汁）				
	26	土	難関反省会議				
	29	火	健康体育				
2	12	火	健康体育	味噌作り（上旬）		大善院豆まき	クラス懇談会
	15	金	避難訓練				日程は別紙参照）
	21	木	マルトンさん	※じゃがいも植え付け（下旬）			
	26	火		3，4歳）			
3	5	火	健康体育				新入園児面接（2日）
	8	金	卒園遠足				新入園児健診（2日）
			避難訓練				
	16	土	卒園式				
	19	火	健康体育				
	20	水	マルトンさん				
	23	土	入園進級説明会				

建物概要

《八国山保育園》

鉄筋コンクリート造２階建
建　物　面　積　474.64 ㎡　　屋外遊技場　617.50 ㎡
保 育 室　5 室　253.00 ㎡　　乳児室１室　84.00 ㎡　ほふく室１室　4.00 ㎡
一時保育室１室　52.50 ㎡　　調理室１室　54.70 ㎡　事務室１室　22.75 ㎡
その他の部分　3.69 ㎡

【1　階】

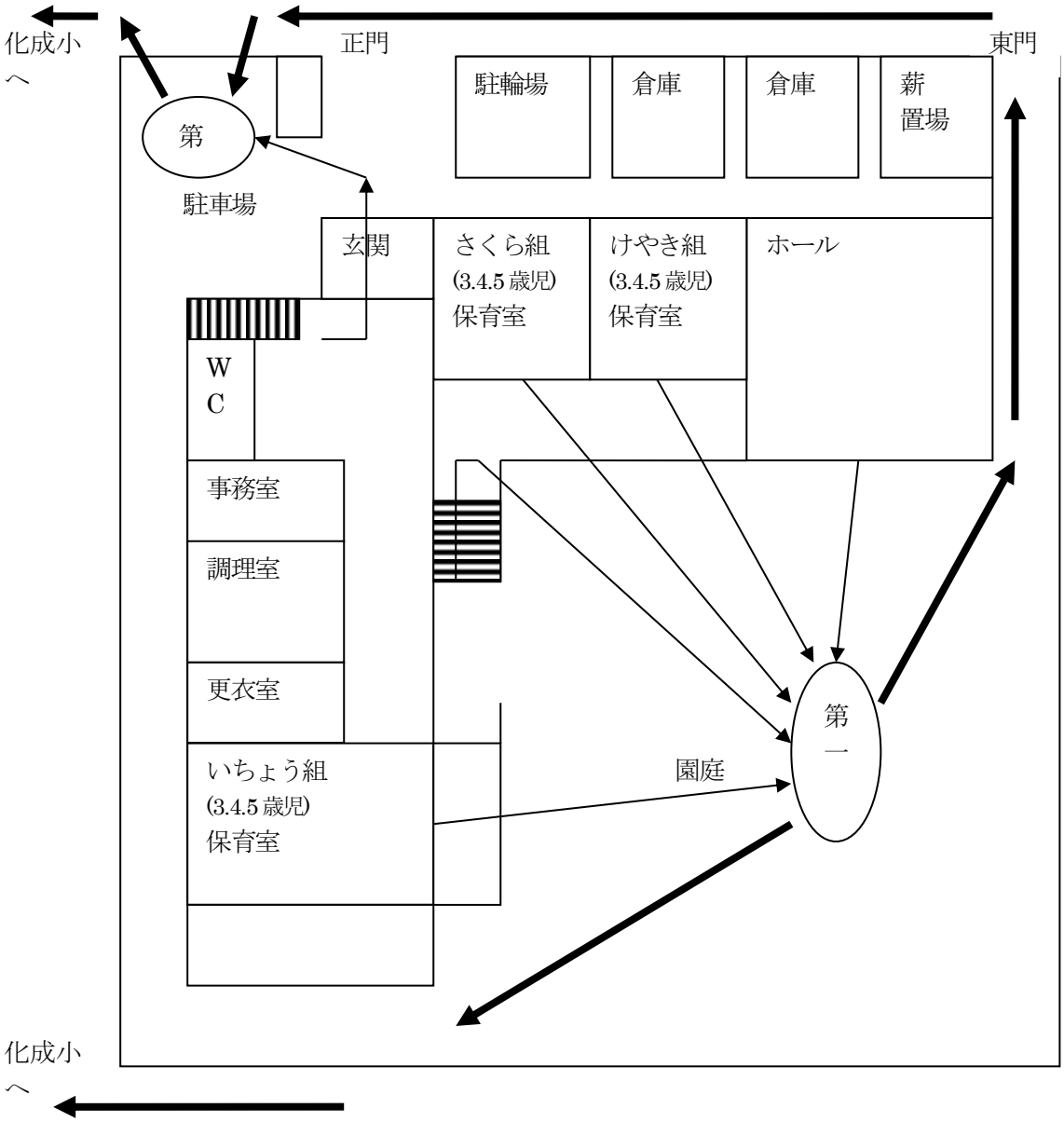

＊矢印は避難経路

【2　階】

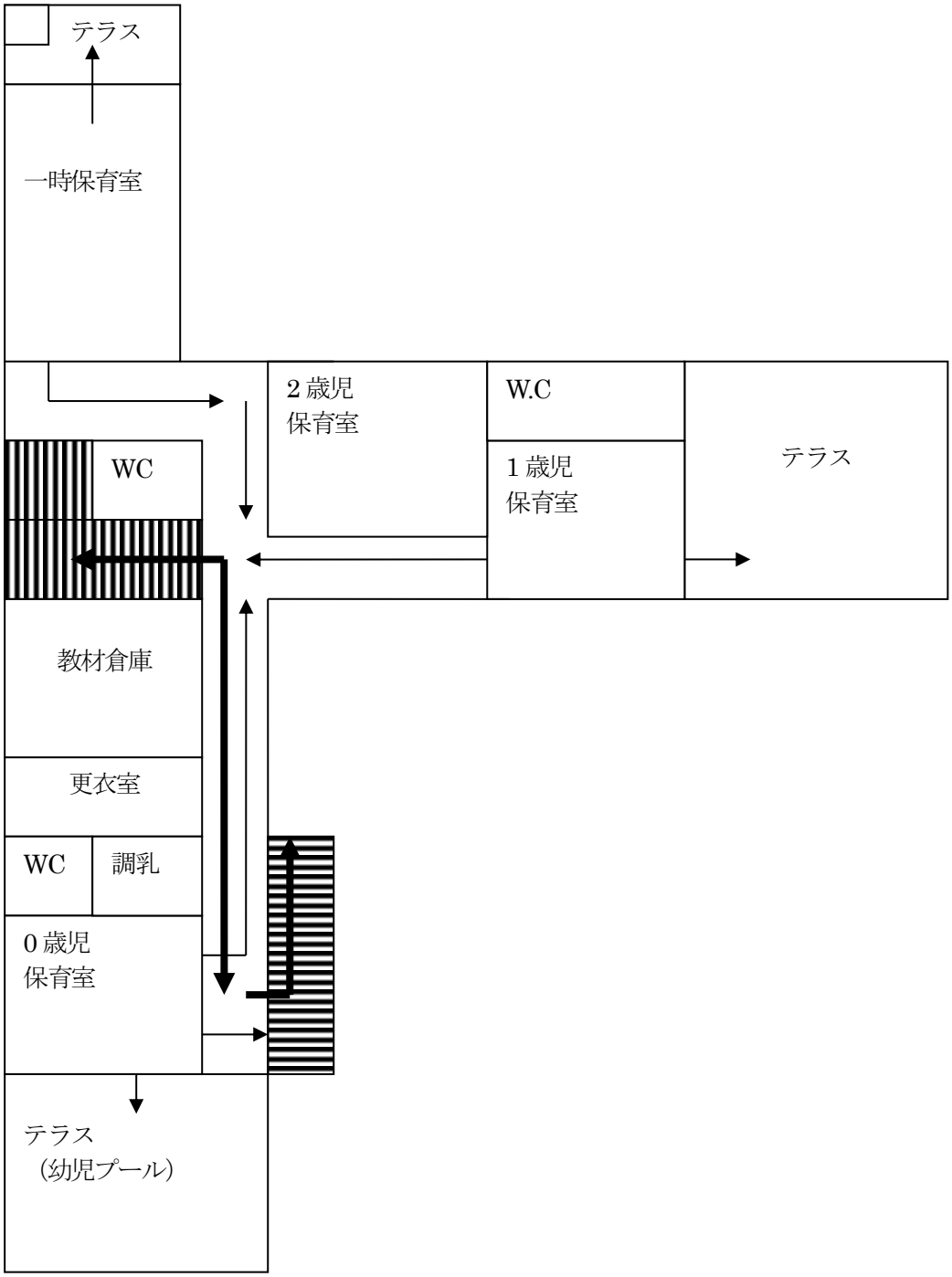
テラス
一時保育室
2歳児
保育室
W.C
1歳児
保育室
テラス
WC
教材倉庫
更衣室
WC
調乳
0歳児
保育室
テラス
（幼児プール）

＊　矢印は、避難経路

《八国山保育園分園》

木造アルミニューム板葺３階建１階部分
建　物　面　積　220.40 ㎡（1 階部分 134.79 ㎡　分園使用部分 98.36 ㎡）　　屋外遊技場・通路　72.65 ㎡
保 育 室　1　室　18.36 ㎡　　乳児室・ほふく室２室　39.91 ㎡
トイレ１室　4.21 ㎡　　調乳室　2.82 ㎡　　沐浴室　3.71 ㎡　　廊下・その他　20.66 ㎡

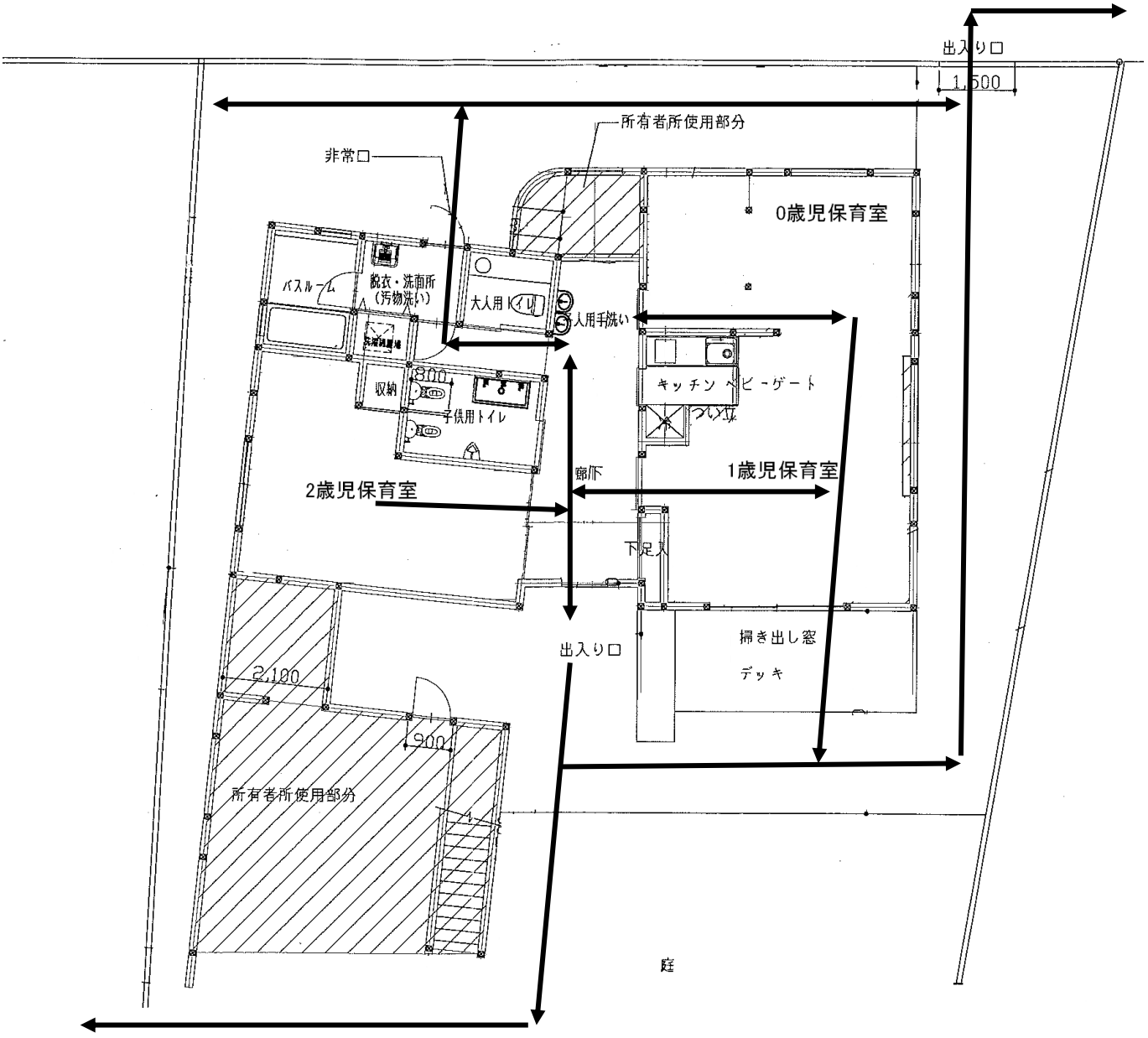

＊矢印は、避難経路